

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について

(諮問第3191号)

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	85

補足資料

○ 接続料と利用者料金に関する確認の結果

別添（大部のため省略）

- 接続約款変更認可申請書（写）（東日本）
- 接続約款変更認可申請書（写）（西日本）

(公印・契印省略)

諮問第3191号
令和7年1月21日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 澁谷 直樹）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 北村 亮太）から、令和7年1月17日付け東相制第000200000524号及び相制第155500000432号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可申請に関する説明 (令和7年度の接続料の改定等)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等

令和7年1月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 北村 亮太

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

2. 申請年月日

令和7年1月17日（金）

3. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
 - ② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等
 - ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等
 - ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等
- を行うため、接続約款の変更を行うもの。

4. 実施予定期日

認可後、令和7年4月1日（火）より適用

※一部の次世代ネットワーク（NGN）に係る機能等については、令和7年1月1日（水）に遡って適用³

接続約款の変更認可申請の全体像

○ 今回、実際費用方式（将来原価方式及び実績原価方式）、長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和7年度の接続料の改定等について申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第2項）	接続料規則第3条(※)に基づく許可等	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料等）	・乖離額調整等					
【今次申請】NGNに係る接続料の改定等 （光IP電話の接続料、IPoE方式に係る県間接続料等）	・乖離額調整等					
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカップ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費等）	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのGWルータの利用中止費等					
【今次申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （メタルIP電話の接続料の一部機能等）	-					

接続約款の認可申請に併せて行われる報告 ・ 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）

※ 接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（3条許可）。

主な変更・報告内容等

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

N T T局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

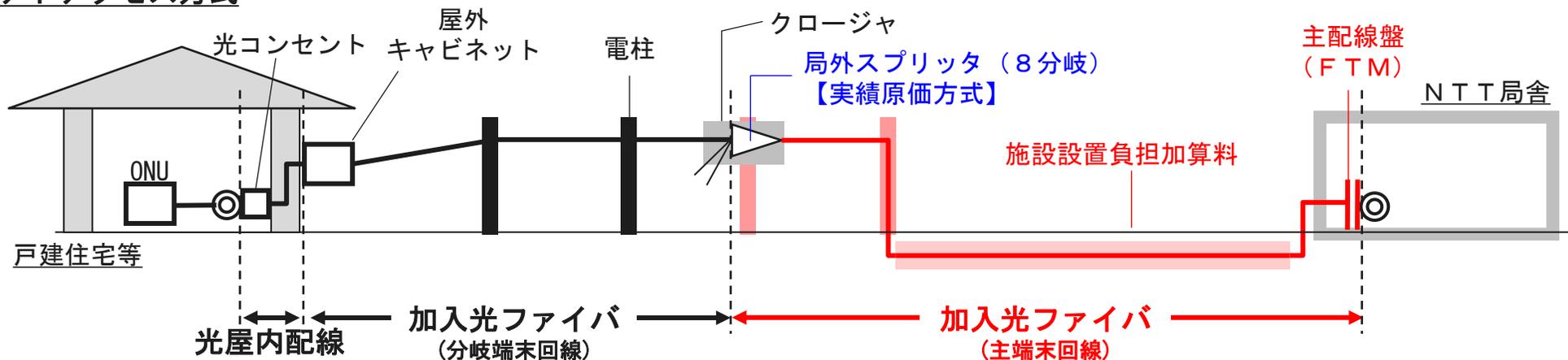
シングルスター方式

N T T局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

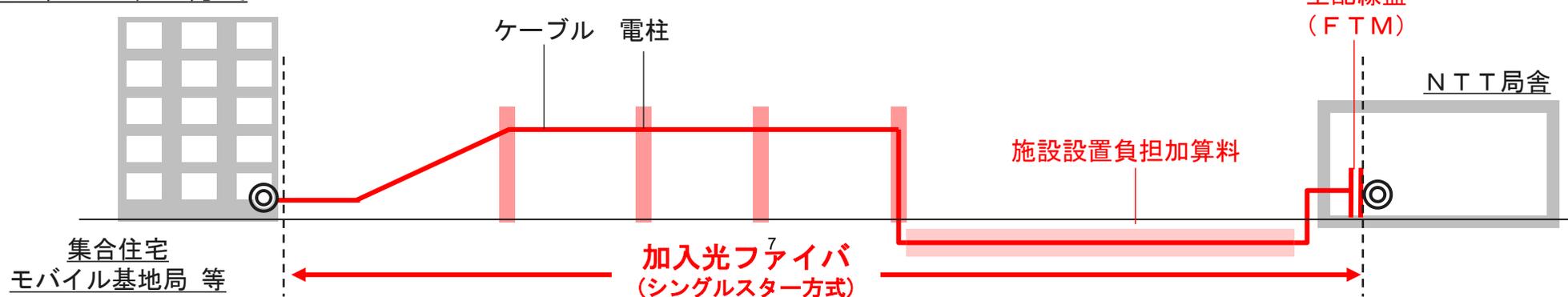
- ※1 シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
- ※2 主配線盤（F T M）の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、F T Mに係るコストを、F T Mを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
- ※3 接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（I N Sネット1500、高速デジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式



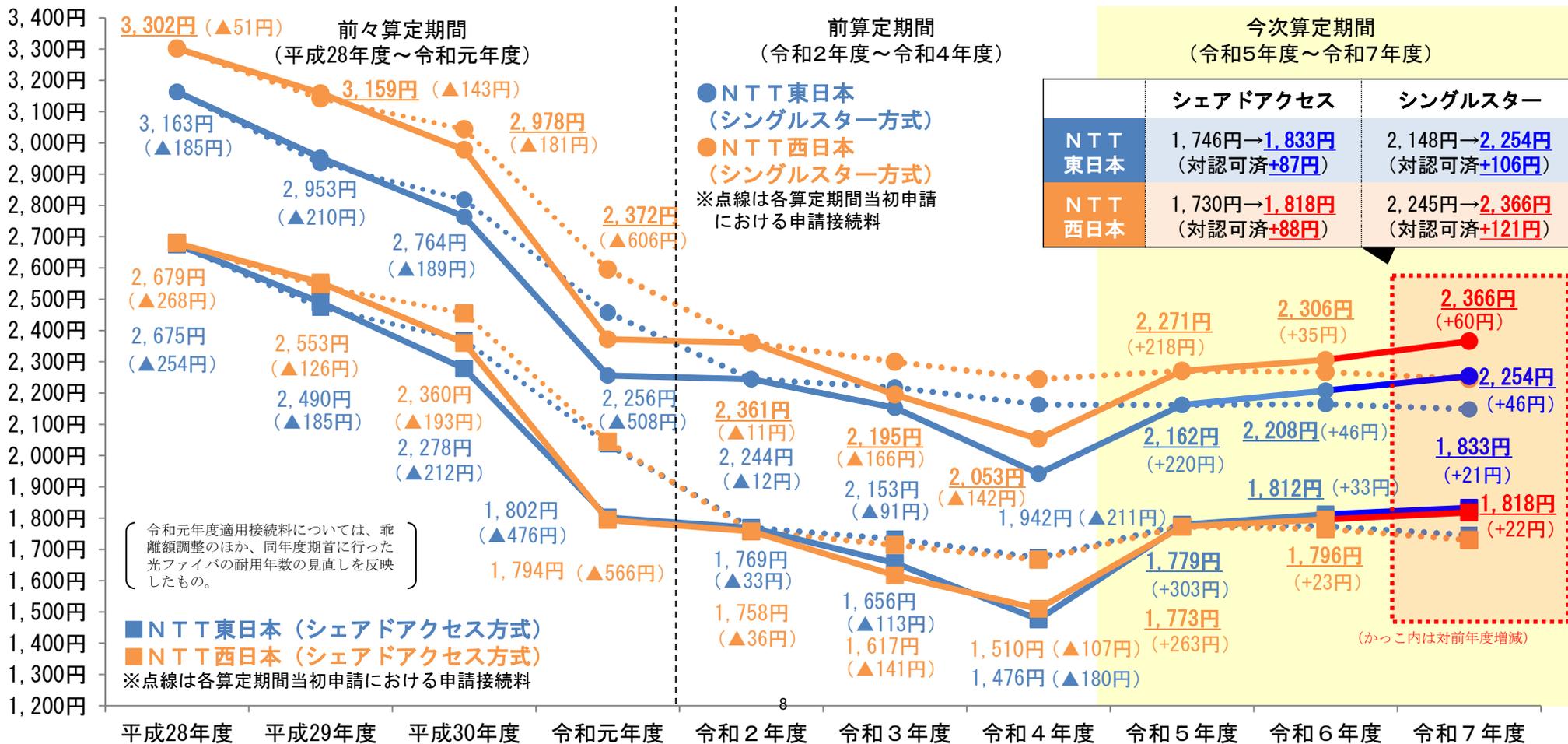
シングルスター方式



加入光ファイバの接続料の推移

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保することから、**令和5年度の接続料の改定**（令和5年5月26日諮問、7月31日答申・認可）において、**令和5年度から令和7年度までの3年間について年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）により算定され、認可済み。
- 今回、当該認可済接続料について、3条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和5年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和7年度の適用接続料は、認可済接続料から+87円～+121円程度上昇**。

<主な増加要因(対予測値)> 【東】設備管理運営費(道路占用料等)+7億、報酬等+39億円 【西】特別損失(能登地震)+14億円、報酬等+50億円



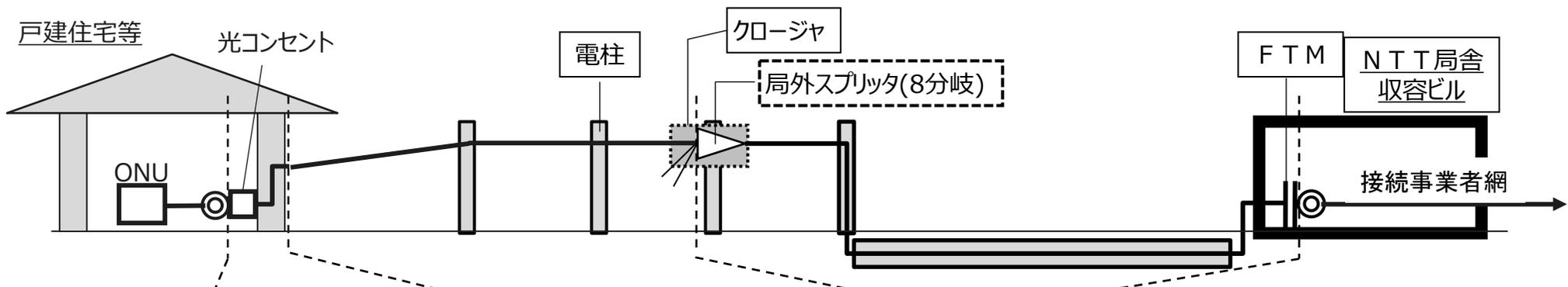
加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の乖離額調整

- 接続料規則においては、第1号将来原価方式による接続料算定で生じた調整額については0と規定(第12条の2第1項)とされており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額(乖離額)を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。**
- しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、3条許可(令和5年7月31日付け総基料第161号)により、(第1号将来原価方式で算定されているものの)特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。
- 今回、**令和5年度に係る実績が確定したため、実績収入と実績原価の差額(実績差額)を令和7年度の接続料原価に算入**する旨の3条許可申請が行われている(令和7年1月17日付け東相制第000200000524号及び相制第155500000432号)。
- 令和5年度の実績差額は、予測値と比較して、収入においてはほとんど差分が生じなかったものの、接続料原価において、
 - ・ 設備管理運営費については、NTT東日本・西日本双方において費用の効率化等による負の差分があった一方で、**NTT東日本において東京都内の道路占用料の上昇等のコストの増加があり、結果としてNTT東日本で+7億円、NTT西日本で▲19億円**の差分
 - ・ 報酬においては、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響により、**NTT東日本で+39億円、NTT西日本で+50億円**の差分が生じており、合計すると、**NTT東日本で+53億円、NTT西日本で+47億円**の正の差分が生じている。
- 本乖離額を令和7年度予測芯線数(NTT東日本:467万芯線、NTT西日本:378万芯線)で除した額が令和7年度接続料に反映される。

	NTT東日本(令和5年度)			NTT西日本(令和5年度)		
	予測値 (①)	実績値 (②)	増減額 (②)-(①)	予測値 (①)	実績値 (②)	増減額 (②)-(①)
接続料原価(億円)	1,048	1,100	52	844	892	48
設備管理運営費	1,166	1,173	7	1,057	1,038	▲19
特別損失	0	0	0	0	14	14
報酬	603	642	39	405	455	50
控除額	▲704	▲698	6	▲632	▲629	3
乖離額	▲17	▲17	0	14	14	0
自己資本利益率	5.07%	5.35%	0.28%	5.07%	5.35%	0.28%
リスクフリーレート	0.09%	0.62%	0.53%	0.09%	0.62%	0.53%
自己資本比率	75.3%	74.5%	▲0.8%	51.8%	53.4%	1.6%
収入(億円)	1,048	1,048	▲1	844	845	1
調整額(接続料原価-収入)(億円)	0	53	53	0	47	47
芯線数(万芯)	455	455	0	364	365	1

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和7年度申請接続料)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線から主端末回線まで)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。
- 光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると1収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。
- 例えば、主端末回線に1芯線あたり4ユーザ収容した場合には、NTT東日本ではユーザ当たり1,114円、NTT西日本では1,228円でNTT局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線※3	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	209円(196円) /分岐端末回線	407円(367円) /分岐端末回線	40円(43円) /分岐端末回線	1,833円(1,812円) /主端末回線
NTT西日本	201円(187円) /分岐端末回線	500円(468円) /分岐端末回線	72円(75円) /分岐端末回線	1,818円(1,796円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
 ※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合のみ適用される。
 ※3 NTT東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
 ※4 令和5年能登半島地震に起因する災害特別損失を接続料原価に算入した令和7年度接続料。
 ※5 括弧内は令和6年度適用接続料。

収容数ごとの1収容(ユーザ)あたり接続料

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,489円	1,573円	1,267円	1,114円	1,023円	962円	918円	885円
NTT西日本	2,591円	1,682円	1,379円	1,228円	1,137円	1,076円	1,033円	1000円

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告)(P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請)(P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について)(P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料について

○ NTT東日本・西日本の令和7年1月以降のNGNに係る法定機能の接続料は、以下のとおり。

機能名	接続料設定単位	NTT東日本		NTT西日本			
		令和7年1月～令和10年度 申請接続料	令和3年度～令和6年12月 適用接続料	令和7年1月～令和10年度 申請接続料	令和3年度～令和6年12月 適用接続料		
端末系ルータ 交換機能	1Gbit/sタイプ	下記以外	1装置(収容ルータ)ごと・ 月額	46.3万円(+13.8%)	40.7万円	48.0万円(+11.1%)	43.2万円
		専らIP電話の提供の 用に供するもの	1装置(SNIルータ(IP電 話))ごと・月額	49.0万円(▲17.6%)	59.5万円	33.1万円(▲34.6%)	50.6万円
	10Gbit/sタイプ	1装置(収容ルータ)ごと・ 月額	99.6万円(+41.3%)	70.5万円	93.3万円(+34.2%)	69.5万円	
一般収容ルータ 優先パケット識別 機能	1Gbit/sタイプ	SIPサーバを用いて 制御するもの	1chごと・月額	3.01円(+40.7%)	2.14円	2.41円(+17.0%)	2.06円
	10Gbit/sタイ プ	優先クラスを 識別するもの	契約数ごと・月額	2.92円(+20.2%)	2.43円	2.39円(+5.3%)	2.27円
		上記以外	1装置(収容ルータ)ごと・月額	11,917円(+44.2%)	8,267円	11,478円(+37.4%)	8,354円
関門系ルータ 交換機能	網終端装置(PPPoE接続)(※)		1装置(網終端装置)ごと・月額	36.1万円(+49.2%)	24.2万円	53.6万円(+88.7%)	28.4万円
	ゲートウェイルータ(IPoE接続)		1ポートごと・月額	資料37頁参照	資料37頁参照	資料37頁参照	資料37頁参照
	ゲートウェイルータ(IP音声接続)		1秒ごと	0.000007753円(▲51.0%)	0.000015833円	0.000010547円(▲42.0%)	0.000018197円
SIPサーバ機能	専ら光IP電話の提供の用に供するもの		1通信ごと	1.24059円(+59.3%)	0.77885円	1.13176円(+67.2%)	0.67708円
	上記以外の場合		1通信ごと	0.46312円(▲40.5%)		0.37153円(▲45.1%)	
SIP信号変換機能			1通信ごと	0.030195円(▲40.6%)	0.050835円	0.030820円(▲48.9%)	0.060322円
番号管理機能			1通信ごと	0.034153円(+27.0%)	0.026894円	0.034563円(+4.9%)	0.032936円
ドメイン名管理機能			1通信ごと	0.017413円(▲47.2%)	0.032998円	0.014327円(▲58.4%)	0.034415円
一般中継系ルータ 交換伝送機能	一般中継局 ルータ・伝送 路	ベストエフォート	1Mbitごと・月額	0.000026010円(▲47.9%)	0.000049946円	0.000030759円(▲57.5%)	0.000072345円
		優先クラス		0.000024938円(▲57.3%)	0.000058437円	0.000022132円(▲73.6%)	0.000083919円
		高優先クラス		0.000032720円(▲47.6%)	0.000062433円	0.000038725円(▲57.2%)	0.000090431円
		最優先クラス		0.000032877円(▲47.8%)	0.000062933円	0.000038848円(▲57.4%)	0.000091155円

(括弧内は前期適用接続料比)

※ 網改造料により負担されているものを除く。

※ 端末系ルータ交換機能(10Gbit/sタイプ)、一般収容局ルータ優先パケット識別機能(10Gbit/sタイプ)は令和2年度～令和6年12月 適用料金。

※ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能(1Gbit/sタイプ・10Gbit/sタイプ)のうち優先クラスを識別するもの、一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス)については、現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料。

- 一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能（10Gbit/sタイプ）について、一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）と同様の組合せに対応できることとなったことから、新たに設定。
- 光IP電話接続機能について、NTT東日本・西日本において前算定期間の適用額と比べて上昇している主な理由は、平成20年のNGN構築の際に設置を行ったSIPサーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加したことによるもの。
- その他の機能については、收容ルータの更改投資など高速制御部に係る一部コストの増加により、NTT東日本・西日本において、一般收容ルータ優先パケット識別機能の接続料額が上昇。一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）は、保守業務等の内部効率化等のコスト削減や需要増加等により、前算定期間の適用額と比べて低減。

■ 法定機能の組合せ

組合せ適用対象の法定機能

一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能（收容局接続）

端末系ルータ交換機能（SNIルータ（IP電話）以外）、一般收容ルータ優先パケット識別機能（注）、閉門系ルータ交換機能（網終端装置（ISP））、一般中継系ルータ交換伝送機能（ベストエフォートクラス）
注：SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外

光IP電話接続機能※1

端末系ルータ交換機能（SNIルータ（IP電話））、一般收容ルータ優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの）、SIPサーバ機能（専ら光IP電話の提供の用に供するもの）、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能（最優先クラス・高優先クラス）、閉門系ルータ交換機能（ゲートウェイルータ（東西間接続）、ゲートウェイルータ（IP音声接続））

※1 IP通信網県間区間伝送機能を含む。

■ 前算定期間の接続料との比較

			NTT東日本		NTT西日本	
			令和7年1月～令和10年度 申請接続料※4	令和3年度～令和6年12月 適用接続料	令和7年1月～令和10年度 申請接続料※4	令和3年度～令和6年12月 適用接続料
一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能 〈NTT東日本・西日本のみ〉	1G	1装置ごと・月額	102.0万円（+6.9%）	95.4万円	101.6万円（+1.0%）	100.6万円
	10G		192.9万円 -	-	226.7万円 -	-
光IP電話接続機能※2		3分当たり	2.14円（+56.2%）	1.37円	1.76円（+20.5%）	1.46円
一般收容ルータ優先パケット識別機能 （優先クラスを識別するもの）		1契約ごと・月額	2.92円（+20.2%）	2.43円	2.39円（+5.3%）	2.27円
一般中継系ルータ交換伝送機能※3 （優先クラス）		1Mbitごと・月額	0.000024938円（▲57.3%）	0.000058437円	0.000022132円（▲73.6%）	0.000083919円

※2 令和3年度～令和6年12月の適用接続料は、光IP電話接続機能の接続料に中継交換機能（3分当たり）とIP通信網県間区間伝送機能（3分当たり）を加算したもの。令和7年1月～令和10年度の申請接続料は、光IP電話接続機能の接続料にIP通信網県間区間伝送機能（3分当たり）を加算したもの。

※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にならない。

※4 現行の算定期間に生じた乖離額調整後の接続料。

NGNの県内通信用設備に係る接続料(NGN県内接続料)の概要

- **NGNについては**、NTT東日本・西日本が提供するFTTHアクセスサービスであるフレッツ光(光サービス卸を含む)やひかり電話、優先転送サービス(他社利用分を含む)等のために利用されている。
- これまで、令和3年4月～令和6年12月におけるNGNの県内通信用設備に係る接続料の算定については、令和7年1月までの間に固定電話網をPSTN(公衆交換電話網)からIP網に移行することを踏まえて、当該IP接続への切替の開始から完了までの接続料の急激な変動を緩和するため、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、3年9ヶ月の複数年度の将来原価方式により算定が行われた。
- 今回申請のあった、令和7年以降のNGNの県内通信用設備に係る接続料については、収容局ルータ及びSIPサーバについて保守限界を迎えることから、令和7年から令和10年度頃にかけて当該設備の大幅更改を予定しており、接続料の急激な変動を緩和するため、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、4年3ヶ月(令和7年1月～令和11年3月)の複数年度の将来原価方式により算定。
- **フレッツ光の契約数**について、令和6年度の事業計画見込み値、及び販売状況等を踏まえ、NTT東日本は▲3万契約純減、NTT西日本は▲2万契約純減と予測。
- **ひかり電話のチャンネル数**については、令和6年度の事業計画見込み値、及び販売状況等を踏まえ、NTT東日本は▲23万契約純減、NTT西日本は▲21万契約純減と予測。
- **優先転送サービス**については、令和5年度実績をもとに、令和7年1月以降の需要を+2～3千契約と予測。
- 投資については、これらの**需要等に対応するために必要となる最小限の設備量**を見込む。施設保全費等については、令和5年度実績をもとに、取得固定資産価額の伸び率に効率化率を加味して算定。効率化率については、**企業努力によるコスト効率化を見込み、▲3%/年と設定。**

■ NGNに係る需要予測

	令和5年度末 実績	令和6年度末 見込み	令和7年度末 予測	令和8年度末 予測	令和9年度末 予測	令和10年度末 予測
東 日 本	フレッツ光【万契約】	1,326	1,323	1,320	1,317	1,314
	(前年度比)	—	(▲3)	(▲3)	(▲3)	(▲3)
	ひかり電話【万ch】	992	969	945	922	899
	(前年度比)	—	(▲23)	(▲23)	(▲23)	(▲23)
西 日 本	優先転送サービス【千契約】	18	20	23	25	28
	(前年度比)	—	(+2)	(+2)	(+2)	(+2)
	フレッツ光【万契約】	1,024	1,022	1,020	1,018	1,016
	(前年度比)	—	(▲2)	(▲2)	(▲2)	(▲2)
西 日 本	ひかり電話【万ch】	858	837	816	794	773
	(前年度比)	—	(▲21)	(▲21)	(▲21)	(▲21)
	優先転送サービス【千契約】	11	14	16	19	21
	(前年度比)	—	(+3)	(+3)	(+3)	(+3)

NGNの県間通信用設備に係る接続料(NGN県間接続料)の概要

- NGNの県間通信用設備については、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)及び関連省令等(いずれも令和5年6月16日施行)を踏まえ、第一種指定電気通信設備として適正原価・適正利潤の原則に基づき接続料を設定している。
- これまで、IPoE接続、IP音声接続、及び優先パケット転送機能に係る県間接続料は、NGN県内接続料の算定にあわせて、PSTN網からIP網の移行を踏まえ、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、令和6年12月までの複数年度の将来原価方式により算定が行われてきた。
- 今回申請のあった、令和7年以降のNGNの県間通信用設備に係る接続料については、全国集約POI及びブロックPOIから単県POIへの移行等が見込まれていることから、接続料の急激な変動を緩和するため、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、4年3ヶ月(令和7年4月～令和11年3月)の複数年度の将来原価方式により算定。
- IPoE接続に係る県間接続料については、現行の適用料金と比較して
 全国集約POIでNTT東日本▲9万円/ポートごと月額(▲1.3%)、NTT西日本▲189万円/ポートごと月額(▲29.2%)、
 ブロックPOIでNTT東日本▲119万円/ポートごと月額(▲30.9%)、NTT西日本▲143万円/ポートごと月額(▲26.6%)の低減となる。
- IP音声接続及び優先パケットに係る県間接続料については、現行の適用料金と比較して
 IP音声接続県間接続は、NTT東日本で▲0.00124092円/3分あたり(▲26.0%)、NTT西日本で▲0.00053028円/3分あたり(▲12.0%)の低減。
 優先パケット県間接続は、NTT東日本で▲0.000100758円/1Mbitごと*(▲71.2%)、NTT西日本で▲0.000119966円/1Mbitごと(▲92.0%)の低減。

※ NTT東日本においては、優先パケット接続に係るトラフィック量の実績が予測を大きく上回ったことから、令和3年4月から令和6年12月において生じた乖離額を算入した場合、マイナスの乖離額が接続料原価を上回り接続料が負の値となるため、当該期間に生じた乖離額を接続事業者と個別精算する旨を接続約款の附則に記載する旨の申請があった。これに伴い、当該個別精算に伴う影響については、令和6年度接続料において行う。

■ IPoE県間接続に係る接続料金

(全国集約POI)		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用期間 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	959	240	914	868	834	779	3635
	需要(ポート数)	10	3	11	10	11	13	48
	接続料金 (円/ポート・月)	7,991,667	6,924,242	7,233,333	6,318,182	4,993,590	6,923,611*	
NTT西日本	コスト(百万円)	1,244	311	1,088	988	956	1,000	4,343
	需要(ポート数)	19	5	19	18	17	19	78
	接続料金 (円/ポート・月)	5,456,140	4,771,930	4,574,074	4,686,275	4,385,965	4,573,718*	

■ IP音声県間接続に係る接続料金

		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用料金 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	26	7	23	18	15	12	74
	需要(千時間)	315,417	78,854	316,912	288,836	262,887	238,904	1,186,393
	接続料金 (3分当たり)	0.00414	0.00369	0.00315	0.002772	0.002412	0.003528*	
NTT西日本	コスト(百万円)	24	6	22	19	16	14	77
	需要(千時間)	290,281	72,570	294,985	270,965	248,226	226,808	1,113,554
	接続料金 (3分当たり)	0.004086	0.003816	0.003546	0.003258	0.002988	0.003906*	

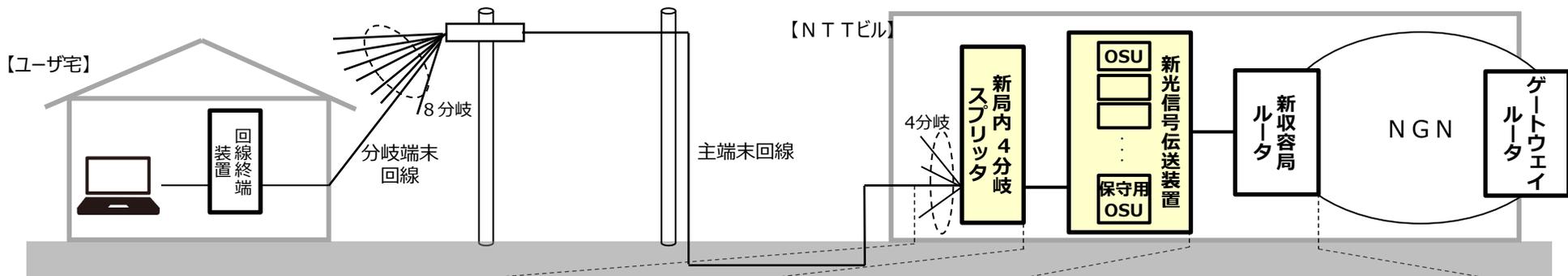
■ 優先パケット県間接続に係る接続料金

		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用料金 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	40	10	34	28	24	20	116
	需要(Tbit)	651,320	162,830	658,747	666,219	673,740	681,312	2,842,849
	接続料金 (円/bit当たり)	0.000062151	0.000051401	0.000042343	0.000035667	0.000028841	0.000040762	
NTT西日本	コスト(百万円)	52	13	45	42	38	35	174
	需要(Tbit)	783,766	195,942	777,788	771,814	765,845	759,880	3,271,269
	接続料金 (円/bit当たり)	0.000066385	0.000058101	0.000054210	0.000050075	0.000046284	0.000040424*	

※ 現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料

- NTT東日本・西日本は、令和2年度4月よりを開始した最大概ね10GbpsのFTTHアクセスサービス*の提供にあたって、10Gbit/sインタフェースに対応した光信号伝送装置・局内4分岐スプリッタを導入したことに伴い、これら設備に係る接続料を新たに令和2年度接続料改定の際に、令和2年度から令和6年度までの5年間、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式（第1号将来原価方式）により設定した。
- 今回申請のあった改定案における接続料は、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、5年間（令和7年度～令和11年度）の第1号将来原価方式にて算定され、併せて、各年度の実績収入と実績原価の差額を調整するための第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可申請があった。

※ NTT東日本・西日本より「フレッツ 光クロス」として令和2年4月1日（水）よりサービス提供を開始



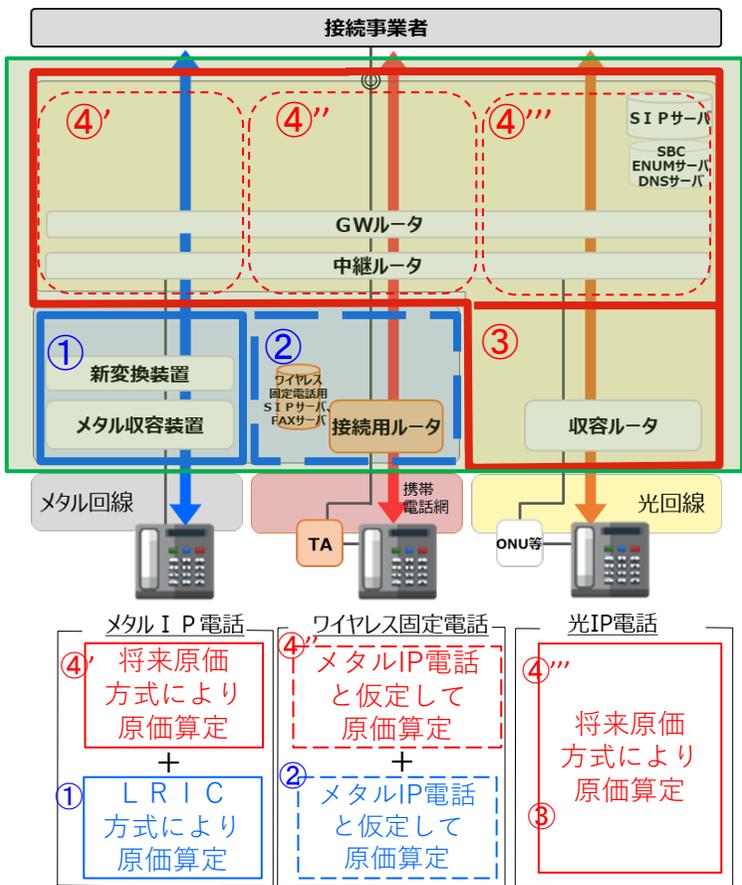
設備	局内4分岐スプリッタ	光信号伝送装置	収容局ルータ	
接続機能 (接続約款)	光信号多重分離機能	端末回線伝送機能 (光信号伝送装置)	端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータ 優先パケット識別機能 (SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外)
設定単位	1局内スプリッタあたり	1光信号伝送装置あたり +1OSUあたり	1収容局ルータあたり	1収容局ルータあたり
接続料金	料金額 (タイプ1-2)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本: 80,759円(72,025円)/月[基本部] 10,992円(15,189円)/月[OSU] 12,151円(12,491円)/月[保守用OSU] 西日本: 77,499円(76,996円)/月[基本部] 10,727円(15,185円)/月[OSU] 11,587円(13,440円)/月[保守用OSU] 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本:996,225円(705,208円)/月 西日本:933,424円(694,904円)/月 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本:11,917円/月 西日本:11,478円/月

※ 現行算定期間に応じた乖離額調整後の接続料（端末系ルータ交換機能及び一般収容局ルータ優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外）は調整前単金）。

※ 括弧内は令和2年度から令和6年度適用接続料。

※ 収容局ルータについては、NGN県内設備として4年3か月の第2号長期将来原価方式にて申請（資料10頁参照）。

- IP網への移行後、組合せ適用接続機能の接続料を新たに設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料とし、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均を行い算出。
- 将来原価方式により算定している光IP電話固有設備 (③) 及び共通設備 (④) については、SIPサーバの更改やメディアゲートウェイの廃止等の影響により、NTT西日本と比べてNTT東日本の接続料が上回っている。
- 長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話固有設備 (①) については、NTT東日本と比べてNTT西日本の接続料が上回っている。



■音声接続料

	単金*	3分当たり
組合せ適用接続機能	東日本: 1.61650円/回 西日本: 1.35534円/回	東日本: 4.14円 西日本: 3.88円
	東日本: 0.0139976円/秒 西日本: 0.0140327円/秒	

	単金*	3分当たり
光IP電話	東日本: 1.97404円/回 西日本: 1.67132円/回	東日本: 2.14円 西日本: 1.76円
	東日本: 0.0009319円/秒 西日本: 0.0004984円/秒	

	単金*	3分当たり
メタルIP電話及びワイヤレス固定電話 (将来原価方式による算定部分を含む)	東日本: 0.54240円/回 西日本: 0.44909円/回	東日本: 9.55円 西日本: 9.46円
	東日本: 0.0500259円/秒 西日本: 0.0500561円/秒	

①のみ
東日本: 8.97円
西日本: 8.97円

※現行の算定期間に生じた乖離額等調整後の接続料

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

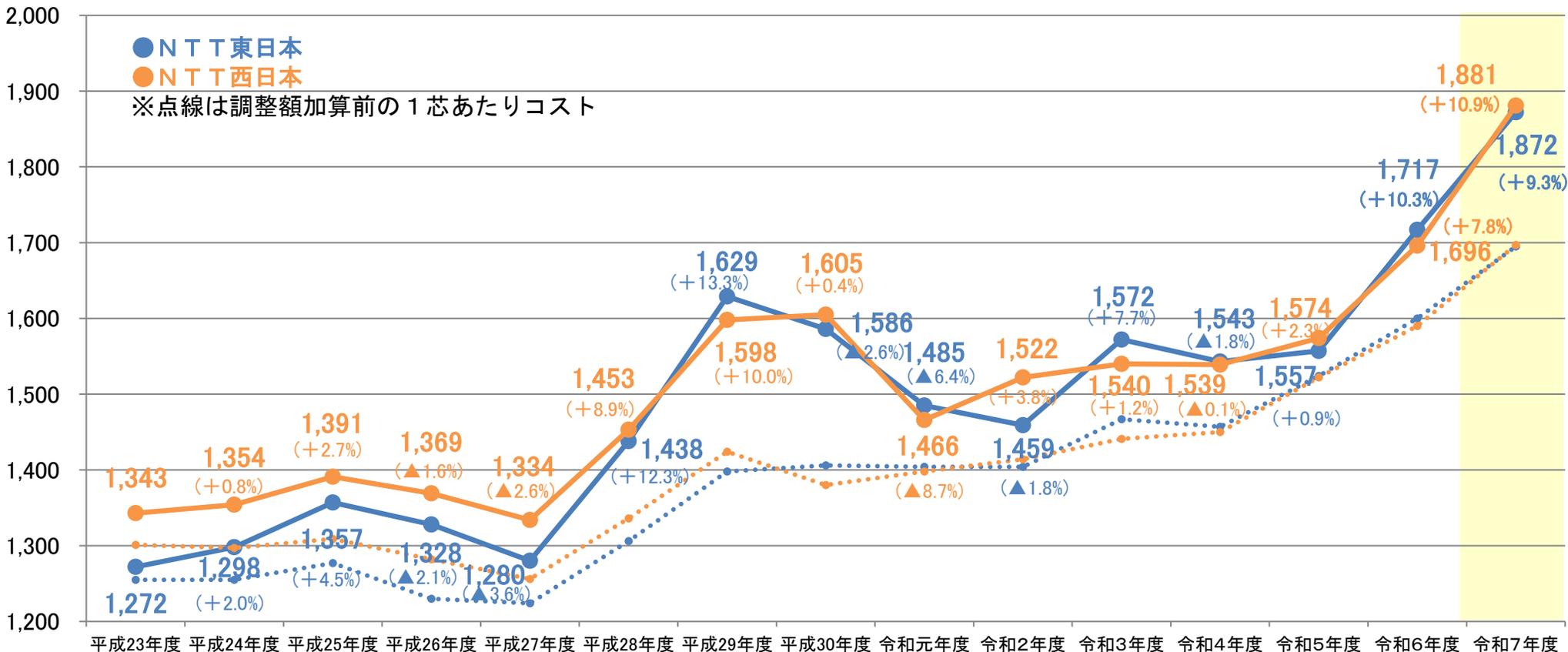
- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

ドライカップの接続料の推移

- ドライカップ接続料の算定における需要であるメタルサービス（加入電話・直収電話やDSLサービス等）に係る回線数は、光サービス等への需要移行等により継続的に減少。
- 今回の改定案におけるドライカップの令和7年度接続料について、NTT東日本・西日本とも、費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続している中で、令和6年度と比べて上昇。

(単位:円/回線・月)

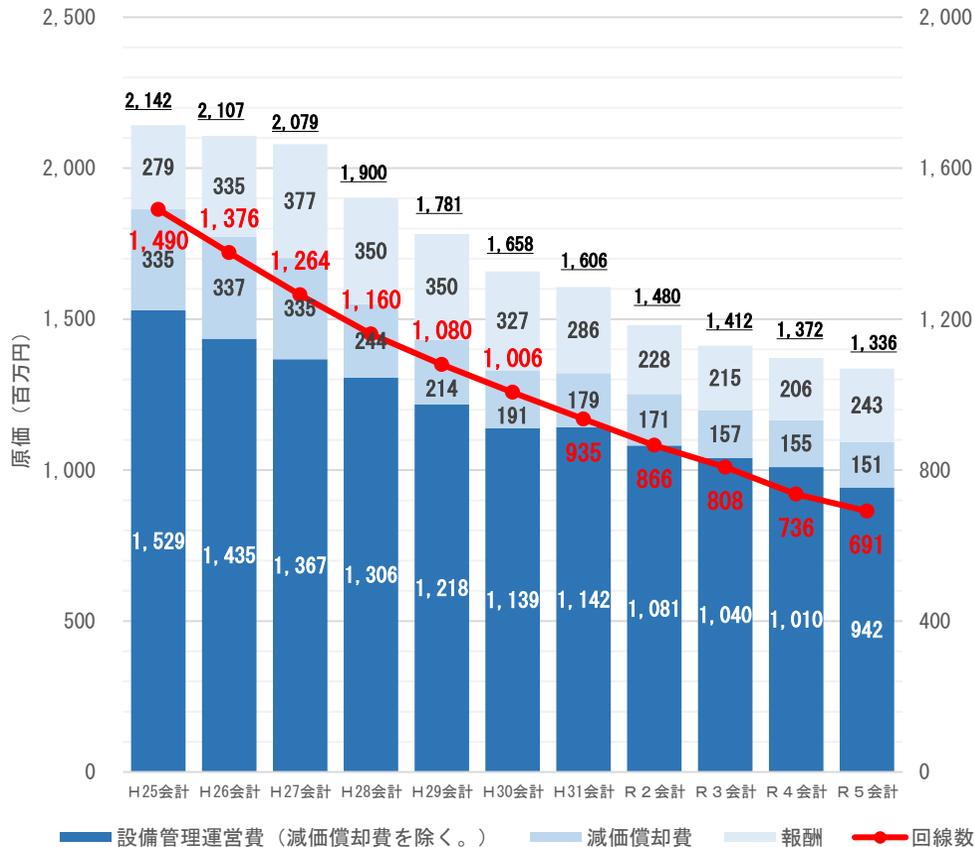


※1 回線管理運営費を含む。
 ※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和7年度接続料は現在申請中のもの)。
 ※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。以下同じ。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)、NTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)及び令和7年度の接続料(令和5年能登半島地震に起因する災害特別損失)。

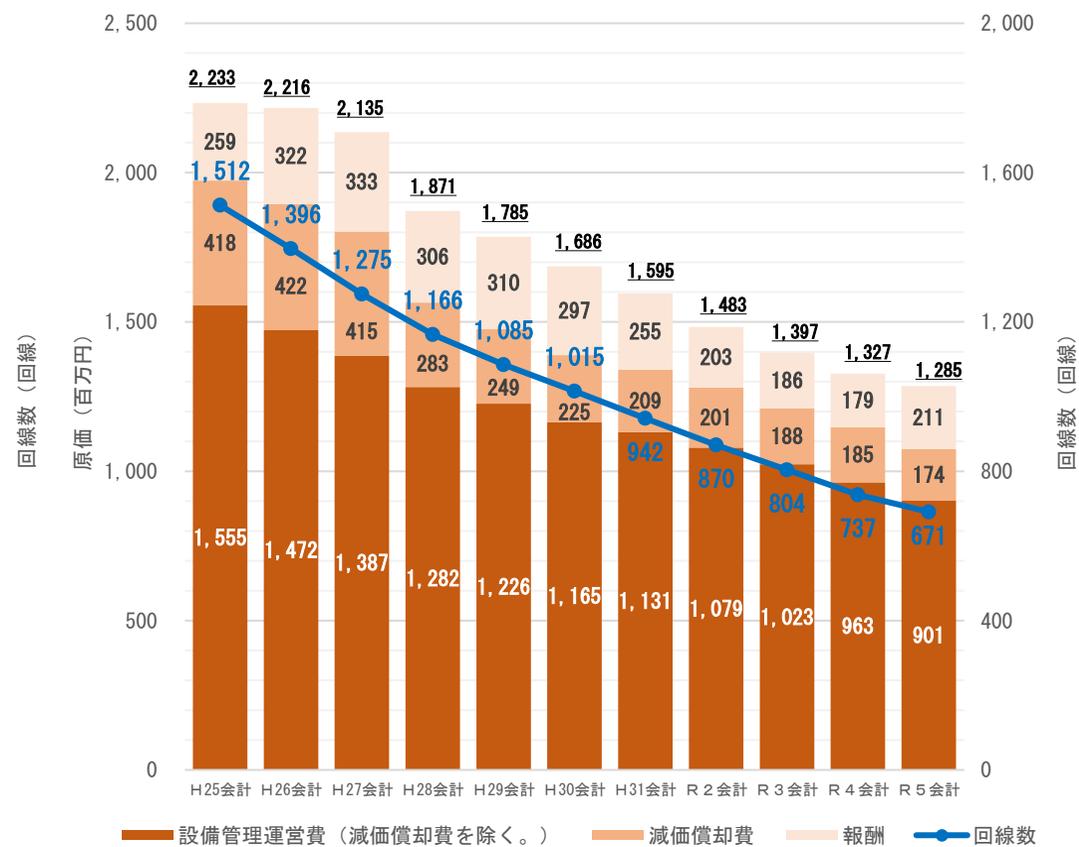
ドライカツパの接続料に係る需要及び原価

- ドライカツパ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカツパとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。
- メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和5年度においては、**令和4年度と比較すると**、
 - ・ **需要については、NTT東日本で▲6%、NTT西日本で▲9%の減少**
 - ・ **原価については、NTT東日本で▲3%、NTT西日本で▲3%の減少** となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要
(NTT東日本)



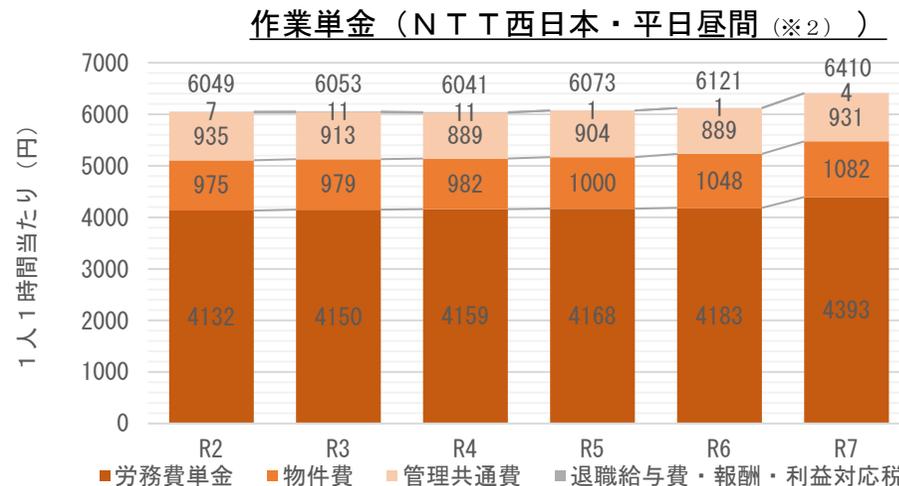
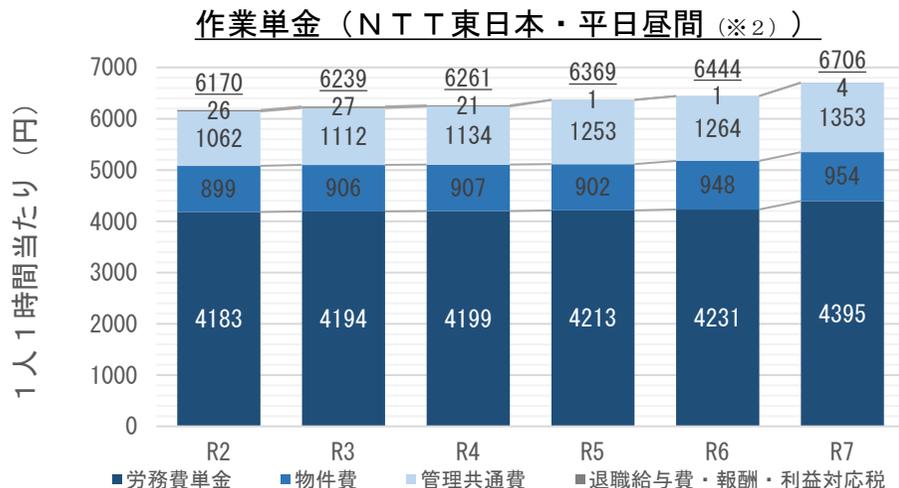
メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要
(NTT西日本)



※1 メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のもの、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外RT（※2）に収容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外RT収容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外RT収容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカツパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。

※2 遠隔収容装置（RT: Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置。

- NTT東日本・西日本が行う**接続に係る業務に関する工事費・手続費**については、実績原価方式により毎年度改定。
- 工事費・手続費の算定に用いる**作業単金**については、令和7年度において、人件費の増加等の影響を受けた**労務費単金**（※1）、**管理共通費の増加に伴い、NTT東日本・西日本とも上昇**した。



※1 NTT東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。

※2 平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にNTT東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35 平日深夜：0.75 土日祝夜間：0.45 土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■ 光屋内配線に係る工事費

- ・ 光屋内配線に係る工事費について、**屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響**を与えていることが想定される（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが判明。）ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、**毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請**（平成27年3月31日付総基料第63号）。

- ・ 今回、NTT東日本・西日本において作業時間を**調査したところ**、その比率は平成26年度と令和6年度で**有意な差が認められなかった**ことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。

- ・ **物品費及び作業単金の上昇**により、NTT東日本・西日本ともに当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費 （屋内配線を新設する場合）

NTT東日本		NTT西日本	
R7申請	R6適用	R7申請	R6適用
15,455円 (+573円)	14,882円 (+326円)	15,001円 (+615円)	14,386円 (+278円)

（1件あたり。かつこ内は対前年度増減額）

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

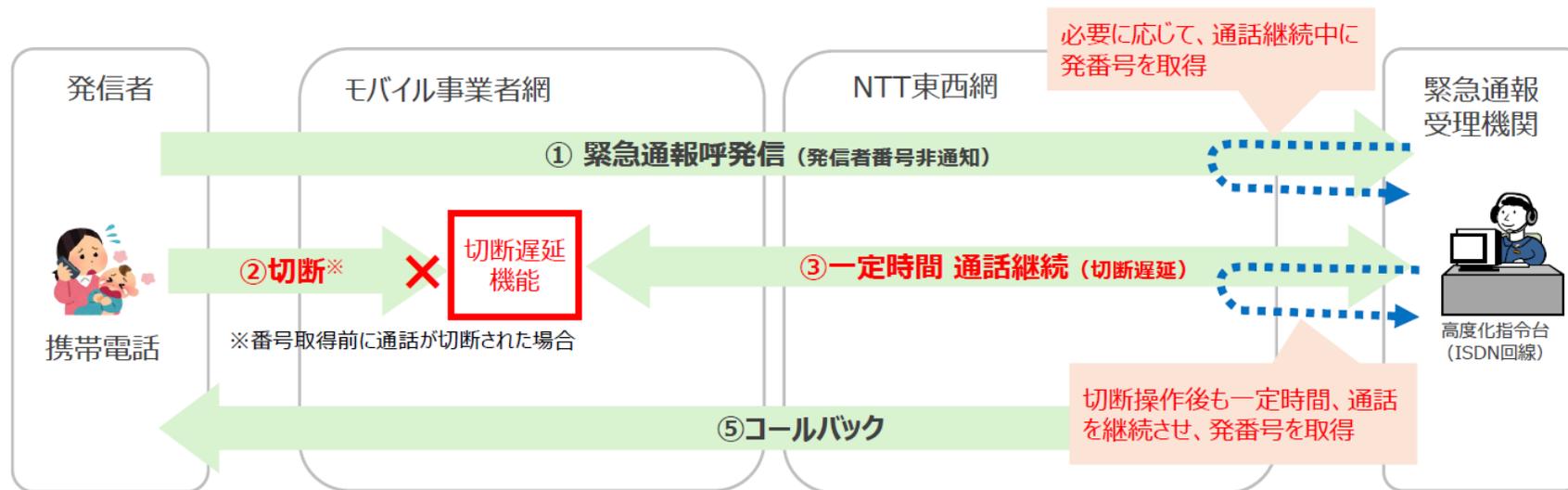
参考資料 (P. 69～82)

- 固定電話のIP網移行については令和6年12月に移行を完了。
 - なお、IP網移行期間中に一部のモバイル事業者（KDDI、ソフトバンク）※とNTT東西の間で認識の齟齬が生じ、IP網移行前にモバイル網において具備していた、緊急通報呼における「切断遅延機能」がIP網移行後に実装されていないことが判明したため、当該モバイル事業者側で機能開発が完了するまで当該モバイル事業者発緊急通報呼について暫定的にSTM-POIを利用中（個別に相互接続協定を締結）。
- ※ドコモは当該機能を実装済であり、既にIP網へ切替済。楽天モバイルは、既にIP網へ切替済であり、今後機能具備すべく開発時期等調整している状況。

- 現在、固定電話発 緊急通報呼は、発信者が通話を切断しようとした場合でも、「自動呼び返し」等の方式により、通話を継続できるようにになっています。
- **モバイル発 緊急通報呼は、コールバックする方式**（通話切断後、指令台から発信者番号に対してコールバックする方式）を採用していますが、非通知呼の場合でもコールバックできるようにするため、**指令台側から強制的に発信者番号を取得する機能が具備**されています。
- 発信者番号の強制取得は、通話中のみ可能であるため、通話時間が短い場合等、通話中に発信者番号を取得できないケースに備え、**発信者が電話を切断した後も一定時間切断を遅延させる「切断遅延機能」がモバイル事業者網に具備**されています（その間に指令台にて発信者番号を取得）。

■モバイル発緊急通報呼における「切断遅延機能」の仕組み（発信者番号非通知呼※の場合）

※発信者番号通知呼はナンバーディスプレイで番号取得
（=切断遅延機能は不要）



主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要①

※項番1,2,4,5については、一般法定機能を組み合わせた適用機能の単位で乖離額の調整を行うものを含む。

1. 接続料規則第3条に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	組合せ適用機能（組合せ適用対象となる一般法定機能）に係る調整額の取り扱いについて	継続	光IP電話接続機能及び一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能について、前期算定期間(令和3年4月～令和6年12月)における実績収入と実績原価の差額※を、当期算定期間(令和7年1月～令和11年3月)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること ※令和6年4月から同年12月は見込み値の差額
2		継続	当該機能について、前期算定期間における令和6年4月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び当期算定期間(令和7年1月～令和11年3月)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること
3	廃止機能に係る調整額の扱い	継続	特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能において令和3年4月～令和5年12月の間に生じた実績原価及び調整額と実績収入との差額を、後継機能である一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料原価に算入すること
4	端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能のうち10Gbit/sタイプに係る機能の調整額の扱い	継続	端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するものを除く)のうち10Gbit/sタイプに係る機能について、第1号将来原価方式で算定した前期算定期間(令和2年度～令和6年度)における実績収入と実績原価の差額※を、第2号長期将来原価方式で算定する当期算定期間(令和7年1月～令和11年3月)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること ※令和6年4月から同年12月は見込み値の差額
5		継続	当該機能について、前期算定期間における令和6年4月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び当期算定期間(令和7年1月～令和11年3月)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること
6	光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち10Gbit/sタイプに係る機能の調整額の扱い	継続	光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち10Gbit/sタイプに係る機能について、第1号将来原価方式で算定した前期算定期間(令和2年度～令和6年度)における実績収入と実績原価の差額※を、同方式で算定する当期算定期間(令和7年度～令和11年度)の接続料原価に算入すること ※令和6年度は見込み乖離額
7		継続	当該機能について、第1号将来原価方式で算定した前期算定期間における令和6年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び同方式で算定する当期算定期間(令和7年度～令和11年度)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和12年度以降)の接続料原価に算入すること
8	一般県間中継系ルータ交換伝送機能に係る調整額の扱い	継続	一般県間中継系ルータ交換伝送機能(県間優先転送接続機能及び県間IP音声接続機能に係る機能に限る)について、前期算定期間(令和3年4月～令和6年12月)における実績収入と実績原価の差額※を、当期算定期間(令和7年1月～令和11年3月)の接続料原価に算入すること ※令和6年4月から同年12月は見込み値の差額
9		継続	当該機能について、前期算定期間における令和6年4月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に算入すること
10	加入光ファイバに係る調整額の扱い(令和5年度の乖離額の調整)	継続	加入光ファイバに係る接続機能(光信号端末回線伝送機能)について、令和5年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、令和7年度の接続料原価に算入することを求めるもの
11	固定電話のIP網移行に伴う旧PSTN設備の除却費の扱い	継続	固定電話のIP網への移行に伴い不要となる設備の除却損・撤去費について、後継機能である光IP電話接続機能・メタルIP電話接続機能の接続料原価に適用機能ごとに加算すること
12	令和5年度能登半島地震に伴う災害特別損失の扱い【NTT西日本のみ】	新規	今回申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)別表第二様式第二(損益計算書)の間別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することを求めるもの。
13	実績需要が無かった機能の接続料の扱い【NTT東日本のみ】	継続	通信路設定伝送機能(高速デジタル伝送に係るもの)の6.144Mbit/sの符号伝送が可能のものであって、エコノミークラスのものうち、単料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和5年度の実績需要が0となり、令和7年度接続料が算定できないため、令和6年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。
14	特設公衆電話に係る費用の扱い	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
15	ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い	継続	ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御機能は、総務省令に基づきメタルIP電話接続機能と仮定して接続料を算定するため、接続料の料金表に接続料を規定しないこと。

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)附則第6項に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	閉門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表5の項に規定する閉門系ルータ交換機能(IPoE方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信業務の提供に当たって用いられるものに限る。)に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。

- NTT西日本においては、能登半島地震に伴う災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することについて、3条許可申請が行われている。

■ NTT西日本からの許可申請内容(抜粋)

12. 接続料規則第7条（原価算定に用いる資産及び費用）関連

申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定すること。

（理由）

2023年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営にあたって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定にあたっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため。

2025年度に適用する接続料申請に用いる設備区分別費用

（単位：百万円）

	電気通信事業	管理部門												利用部門
		NGN・ひかり電話網	端末系伝送路(メタル)	主配線盤(メタル)	端末系伝送路(光)	主配線盤(光)	通話料対応設備(LRIC)	データ系設備	番号案内設備	公衆電話設備	専用線設備	網改造料等		
営業費用(①)	1,015,823	475,531	94,239	111,551	3,698	103,375	2,225	55,750	29,192	1,738	3,784	12,898	57,062	540,292
特別損失(②)	3,962	3,588	271	1,160	49	1,379	10	321	107	1	0	76	213	374
合計(①+②)	1,019,785	479,119	94,509	112,711	3,747	104,754	2,236	56,091	29,299	1,739	3,784	12,974	52,275	540,666

その他の変更・報告内容等

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

分岐端末回線の接続料

- 分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。
- 加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**1回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

$$\begin{aligned}
 \text{接続料} = & \text{分岐端末回線の創設費} (\text{※1}) \div \text{耐用年数} + \text{分岐端末回線の創設費} \times \text{設備管理運営費比率} (\text{※2}) && \text{引込線コスト} \\
 + & \underbrace{1 \text{回線あたり電柱創設費相当} (\text{※3}) \div \text{耐用年数}}_{\text{減価償却費相当}} + \underbrace{1 \text{回線あたり電柱創設費相当} (\text{※3}) \times \text{設備管理運営費比率}}_{\text{保守運営費相当}} && \text{電柱コスト} \\
 + & \text{利潤 (他人資本費用、自己資本費用、利益対応税)} (\text{※4}) + \text{調整額}
 \end{aligned}$$

- 令和7年度においては、設備管理運営費比率の上昇や電柱の取得固定資産価額の上昇により、**NTT東日本で+40円の増、NTT西日本で+33円の増**。
- なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※5）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和5年度実績値）は、**NTT東日本で0.3%、NTT西日本で0.5%**となっている。

※1 減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、NTT東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。

※2 網改造料の算定式においては、**除却費を個別に支払うものとそれ以外**で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ**除却費を個別に支払う場合以外**の比率を用いている。

※3 引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。

※4 自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。

※5 単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■ 接続料（NTT東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

NTT東日本（円／回線・月）

	R3適用	R4適用	R5適用	R6適用	R7申請
1回線あたりコスト	383	373	345	360	376
調整額	▲ 28	▲ 44	▲ 18	7	31
分岐端末回線接続料	355	329	327	367	407

NTT西日本（円／回線・月）

	R3適用	R4適用	R5適用	R6適用	R7申請
1回線あたりコスト	485	467	455	458	477
調整額	▲ 23	▲ 54	▲ 12	8	22
²⁹ 分岐端末回線接続料	462	413	443	466	499

■ 創設費 (引込線)

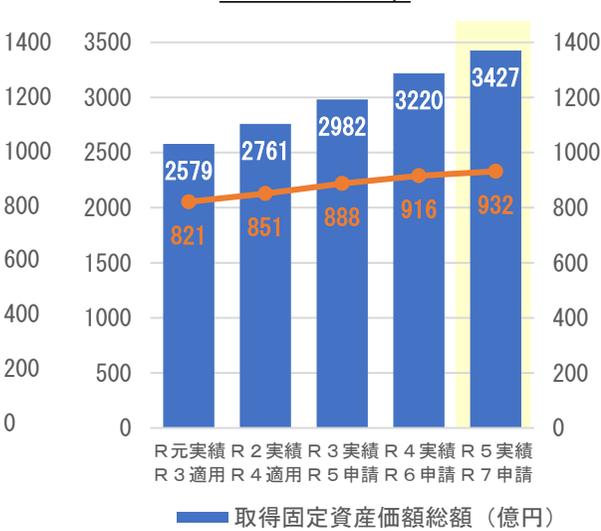
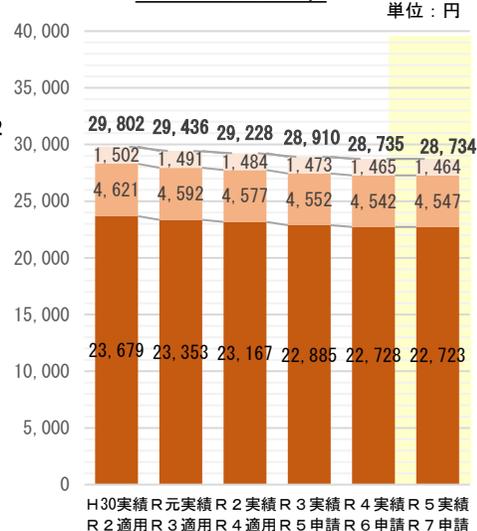
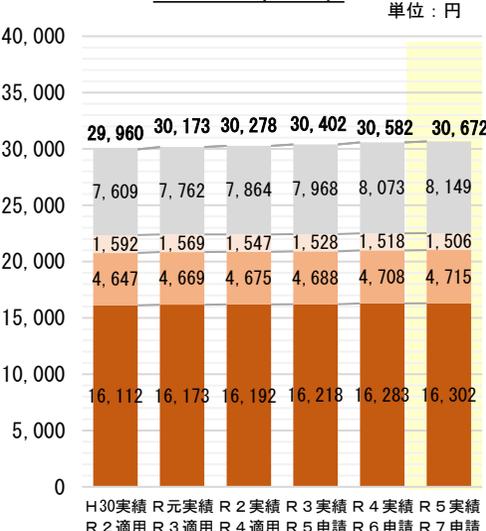
■ 創設費相当 (1回線あたり電柱)

NTT東日本

NTT西日本

NTT東日本

NTT西日本



- 少芯区間
- 単芯区間 (キャビネット)
- 単芯区間 (クロージャ内接続)
- 単芯区間 (単芯ケーブル)

- 単芯区間 (キャビネット)
- 単芯区間 (クロージャ内接続)
- 単芯区間 (単芯ケーブル)

■ 取得固定資産価額総額 (億円)
 ■ 引込線総数 (万本)

■ 取得固定資産価額総額 (億円)
 ■ 引込線総数 (万本)

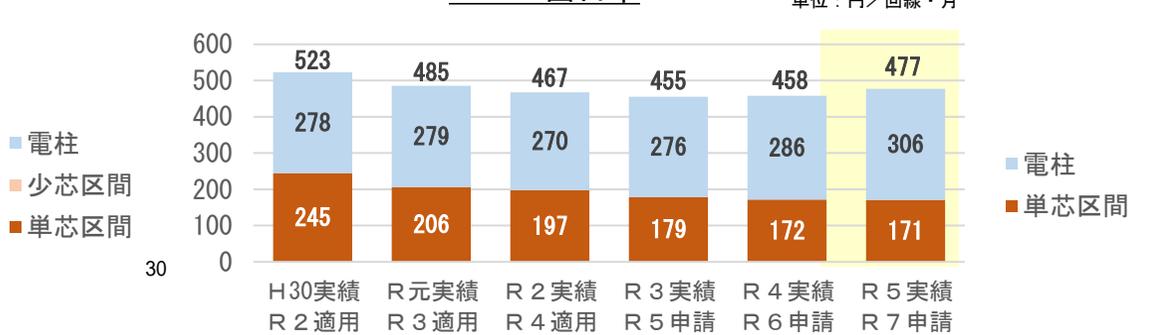
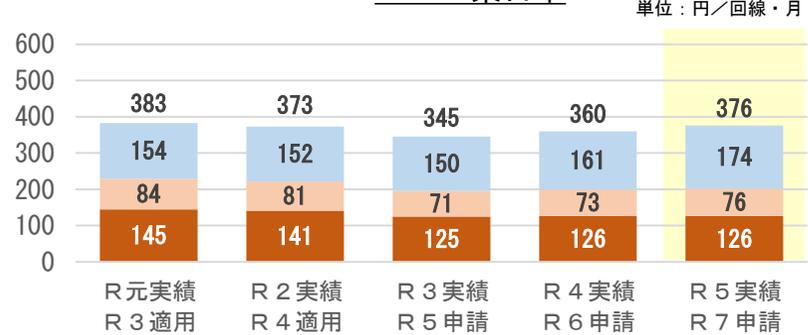
	R元実績 R3適用	R2実績 R4適用	R3実績 R5申請	R4実績 R6申請	R5実績 R7申請
1回線 当たり	15,864	16,665	17,539	18,463	19,315

	R元実績 R3適用	R2実績 R4適用	R3実績 R5申請	R4実績 R6申請	R5実績 R7申請
1回線 当たり	31,412	32,429	33,586	35,146	36,764

■ 1回線あたりコスト

NTT東日本

NTT西日本



- 電柱
- 少芯区間
- 単芯区間

- 電柱
- 単芯区間

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、NTT東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③コスト把握の精緻化を進め、前々算定期間（平成28年度から令和元年度）でNTT東日本では▲630億円、NTT西日本では▲537億円削減。
- その後、令和3年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和3年5月28日付け総基料第124号）。令和2年度から令和4年度の接続料改定においては、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組むこととし、固定資産の増加はあったものの、施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映したところ、NTT東日本では▲518億円、NTT西日本では▲568億円削減。
- 今次算定期間（令和5年度から令和7年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和5年7月31日付け総基料第162号）を踏まえ、今般の申請において、令和5年度には、NTT東日本で▲66億円、NTT西日本で▲93億円の費用削減があった旨、報告があった。
- なお、令和4年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和4年3月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■令和5年度の加入光ファイバの費用削減

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- ・局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- ・保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・請負工事会社とのシステム連携強化による保全・開通業務・施工管理業務の効率化
- ・光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- ・電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減 等

②加入光ファイバの耐用年数見直し(令和5年度に行った見直しによる効果)

■令和5年度の費用削減実績

費用削減等に係る取組の影響額 ^(※1) (単位:億円)	NTT東日本	NTT西日本
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲13	▲51
施設保全費	▲22	▲38
管理・共通費	+10 ^(※2)	▲11
試験研究費	▲0	▲2
②光ファイバの耐用年数見直し	▲53	▲42
合計	▲66	▲93

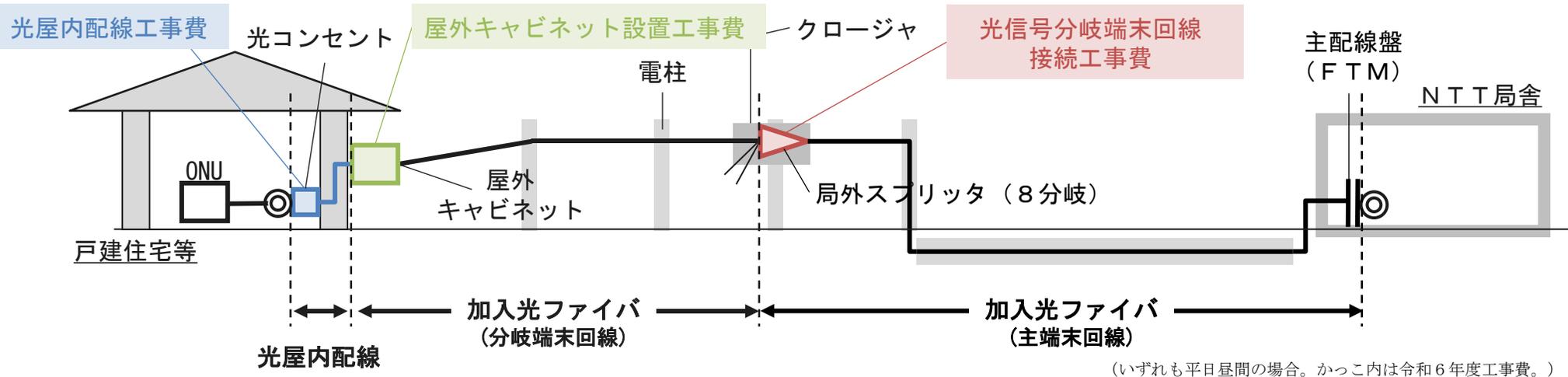
※1 費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（令和3年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。

※2 管理・共通費（NTT東日本のみ）については「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等による費用の増加」により、「結果的に費用が増加した」との報告があった

(参考)シェアドアクセス方式に係る工事費

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用に際しては、NTT東日本・西日本が種々の工事を行う必要があるが、主端末回線・分岐端末回線の設置工事に係るコストについては、それぞれの網使用料に含まれている(※1)。
- そのため、主端末回線・分岐端末回線以外の設備に係る工事費についてのみ個別の負担を要することとなるが、**分岐端末回線を新設する際の主要な工事費については、労務費・物件費・作業委託費の上昇により、令和7年度においてはいずれも上昇。**

■ シェアドアクセス方式に係る令和7年度工事費



	光屋内配線工事費 (光屋内配線を新たに設置する場合)		屋外キャビネット 設置工事費 (※2、3)	光信号分岐端末回線 接続工事費 (※3)
	作業費	物品費		
NTT東日本	15,455円 (14,882円) /件	13,077円 (12,566円) /件	1,345円 (1,326円) /件	4,994円 (4,885円) /件
NTT西日本	15,001円 (14,386円) /件	12,608円 (12,040円) /件	1,411円 (1,377円) /件	4,446円 (4,339円) /件

既存の光屋内回線を転用する場合については、作業内容及び必要な物品に応じて、低廉な工事費が設定されている(※4)。

	光コンセントも含めて転用できる場合	光コンセントを新設する必要がある場合
NTT東日本	897円 (開通試験を実施しない場合) 6,041円 (実施する場合)	4,997円
NTT西日本	4,432円 (回線終端装置の撤去を同時に行う場合) 6,463円 (行わない場合)	5,492円 (回線終端装置の撤去を同時に行う場合) 7,524円 (行わない場合)

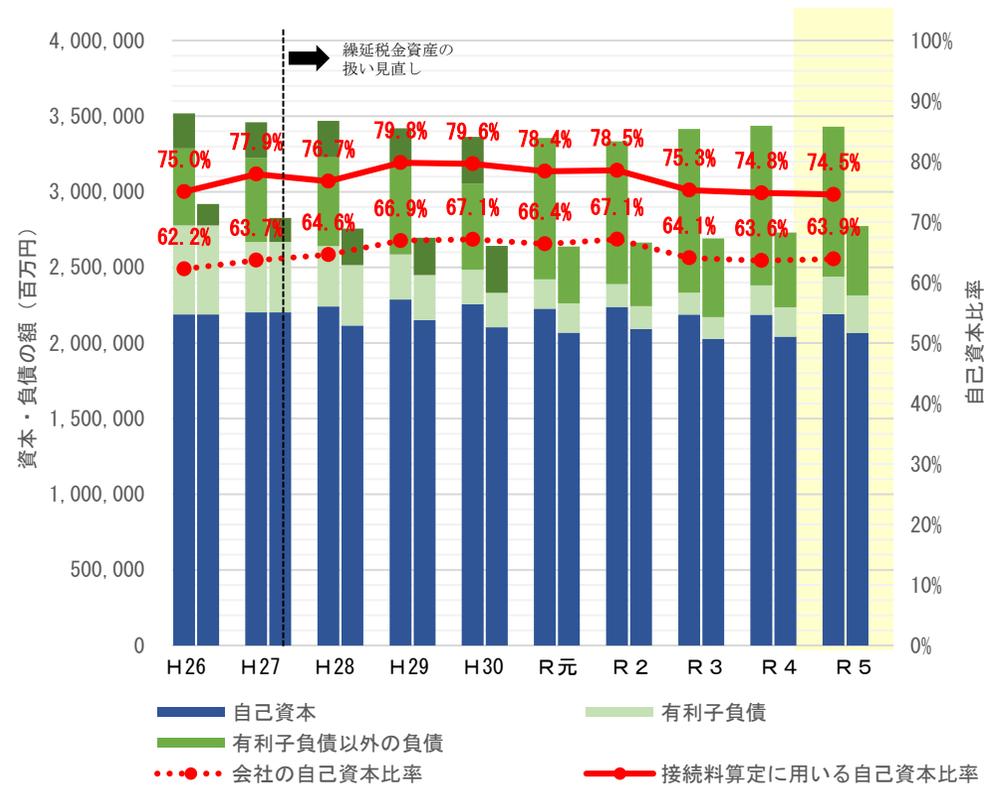
※1 平日昼間以外に分岐端末回線の設置工事を行うことを希望する場合には個別の負担を要する(光信号分岐端末回線設置等加算工事費)。 ※2 屋外キャビネットの利用がない場合は不要。
 ※3 調査により当該工事に係る作業委託費を把握し算定。 ※4 その他、利用事業者の変更がなく、光コンセントの位置を移動するために必要な工事を行う場合の工事費(工事費(27)-2イ)が設定。

資本構成比の算定方法

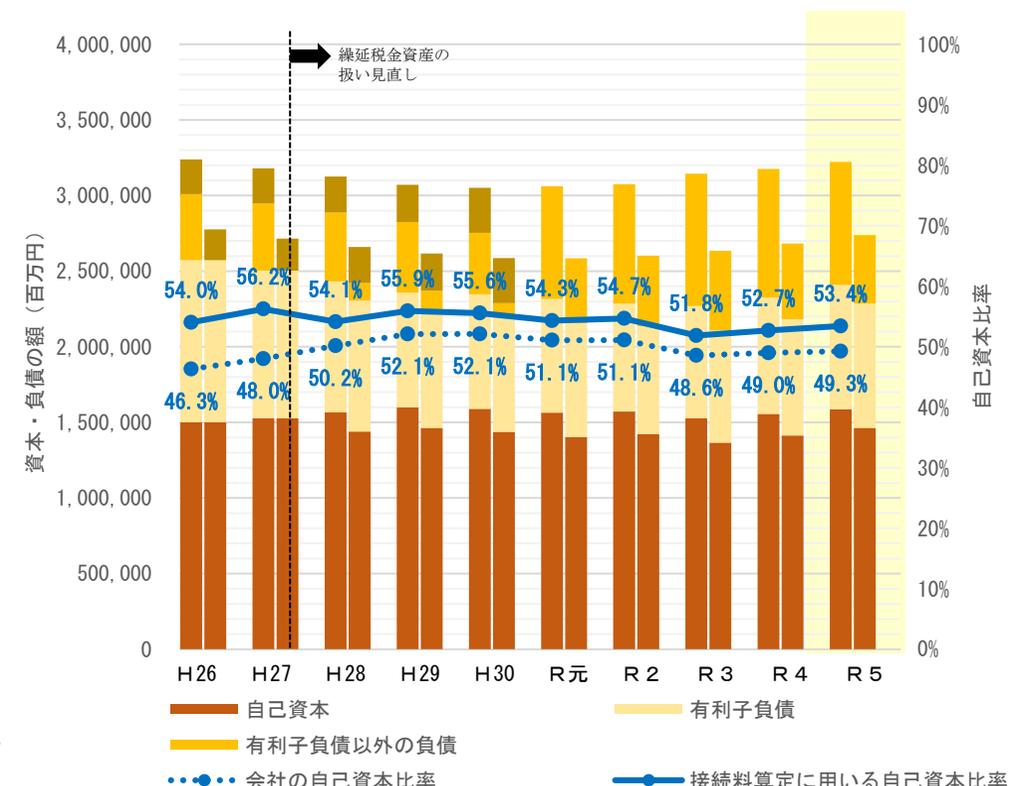
- NTT東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第4回会合 NTT東日本・西日本資料）している。
- 具体的には、NTT東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、
 - ・ 「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※1）については、自己資本から、
 - ・ それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、
 圧縮して資本構成比を算定している。

※1 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT東日本)



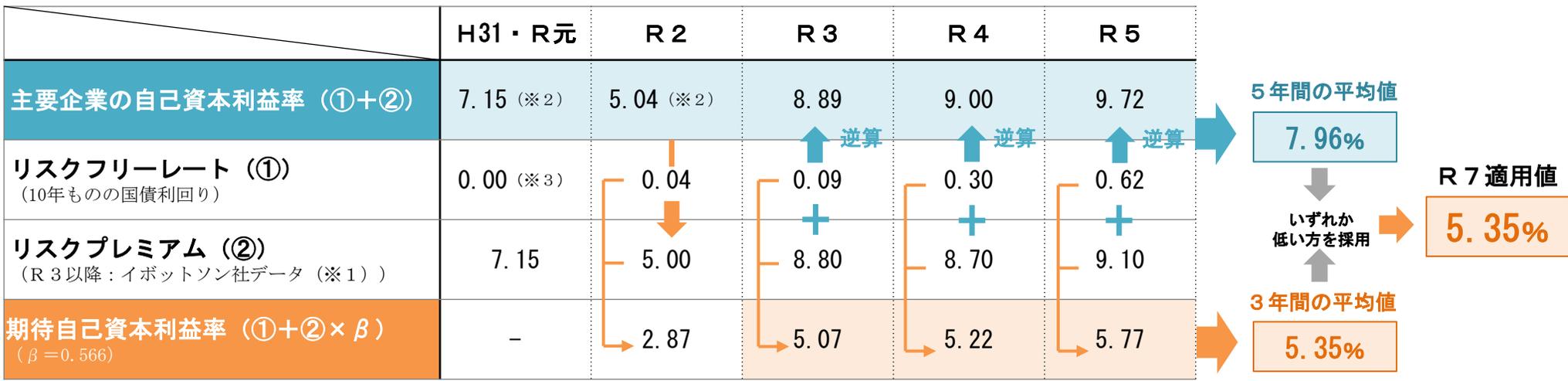
左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT西日本)



自己資本利益率の算定

- 今次申請に用いる自己資本利益率は、**リスクフリーレート（前年度+0.32）とリスクプレミアム（前年度+0.4）の上昇により増加。**
- また、令和3年度以降の主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たって、長期安定的な指標であるイボットソン社の長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用したことに加え、**期待自己資本利益率の算定にあたりコロナ禍の影響を受けていた令和2年の算定値2.87%が、算定対象期間から抜けたことも変動の要因**となっている。

■ 自己資本利益率の算出方法



※1 Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります

※2 NEEDS (株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク) の財務データより、全国4証券取引所に上場しており、7期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業 (金融業及び外国企業を除く。) の平均値を使用。

※3 日本銀行の金融政策の影響により、令和元年度4月期～3月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、これまでの申請では「0.00%」とされている。

■ 第一種指定電気通信設備接続料規則 (抄) (自己資本費用)

- 第12条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
- 自己資本費用=当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率
- (略)
 - 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間 (リスク (通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。) の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。) の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。
期待自己資本利益率=リスクの低い金融商品の平均金利+β× (主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利)
 - 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
 - (略)

○ 今般、「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書の内容を踏まえ、接続事業者間の適切な運用の確保・円滑な事業者間協議を制度的に裏付ける等の観点から、接続約款において具体的に定めることが適当とされた次の事項について、NTT東日本・西日本から、所要の規定を追加する申請があった。

- ・ 接続関連システム経費に関する情報開示手続、開示する情報
- ・ 加入光ファイバ等の提供遅延に係る改善策として、エリア毎の納期回答逼迫状況開示手続きや中間回答（コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから1月を超える場合に、当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を伝える通知）に係る手続き

第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方について、実態を確認したうえで検討。
- ⇒ NTT東日本・西日本の指定設備接続約款において、接続関連システム経費に関する情報開示手続（開示の時期・契機を含む。）、開示する情報（開発・改修する想定、機能数及び必須／付加の別、機能毎の想定費用及び接続料（コロケーション料金・手続費等を含む。）への想定影響額／影響期間等）を具体的に規定することが適当。

第16章 雑則

（指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供）

第99条の15 当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。

- (1) 開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別
- (2) 機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間
- (3) 前号に規定する費用の確定額
- (4) 開発規模に関する情報

附 則（令和7年1月17日東相制第000200000524号及び相制第155500000432号）

（実施時期）

この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施します。

加入光ファイバ等の提供遅延の改善

- ・ **NTT東日本・西日本の加入光ファイバの提供遅延の改善策**について、実態等を確認したうえで検討。
- ⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、一部エリアの遅延を始め、依然として改善を要する点も存するため、NTT東日本・西日本は、個別事象という説明にとどまらず、原因を具体的に特定し、必要な対策を講じることが適当。また、NTT東日本・西日本は、**エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定め**たうえで、要因分析の結果に応じて所要の対策を講じるとともに、**コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから1月を超える場合に、当該時点で回答可能な内容(回答時期の目途等)を伝える中間回答手続を接続約款で定める**ことが適当。

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

- (1) 当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間
 - ア 当社と建設請負契約を締結しない場合
 - (7) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。
 - 2週間以内
 - (4) (7)(イ)以外の場合
 - 1ヶ月以内
 - (イ) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。
 - 1ヶ月半以内
 - イ ア以外の場合
 - 2ヶ月以内
- (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
 - ア 通信用建物において工事を実施する場合
 - (7) その接続に必要な装置等が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄に定める箇所で接続される場合
 - 1ヶ月以内
 - (イ) (7)以外の場合
 - 1ヶ月半以内
 - イ ア以外の場合
 - 3ヶ月以内

2 (略)

3 **第1項ただし書きの場合(当社と建設請負契約を締結しない場合に限り、)において、当社は当社設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また通知までの期間が、当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から1か月を超える場合(前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。)**は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知(その時点で当社が把握可能な情報に限ります。)することとします。

第16章 雑則

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

- (1)~(8) (略)

(9) **都道府県の区域ごとにおける光信号端末回線(光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。)の納期回答状況**

- 総務省主催の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ、「異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費」の対象について、現行の「中継光ファイバ」に加えて、「加入光ファイバ」についても新たに追加するもの。
- あわせて、協定事業者が自社の保有する光ファイバの経路情報等を提示した場合には、NTT東日本・西日本が保有する光ファイバの経路と協定事業者が提示する経路の重複有無に加え、重複する場合はその重複箇所(クロスポイント)を協定事業者に対し回答する旨を規定するもの。

■ クロスポイント調査イメージ

■ 受領内容

・調査対象ルート (要望事業者自営ルート等) 図



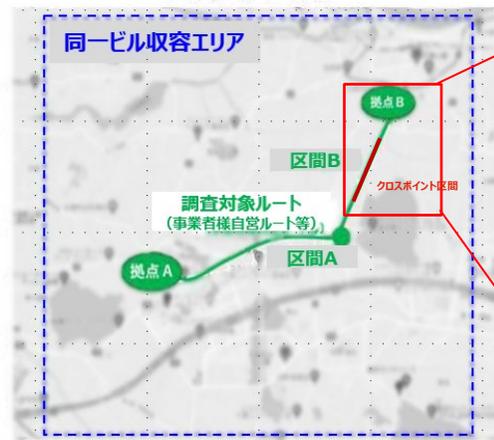
・どの道路上のルートであるか判別可能である情報

■ 回答内容 (クロスポイント有無を表形式で回答)

申込番号	調査区間	クロスポイント有無
1	区間A	無し
2	区間B	有り

クロスポイント「有」の場合、
要望事業者から受領した
調査対象ルート図上に
クロスポイント区間を記載

回答図面 (案)



拡大イメージ



主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料（関門系ルータ交換機能）

- NTT東日本・西日本の令和7年1月以降のNGNに係る法定機能の接続料については、以下のとおり。
- 接続事業者が支払う接続料は、ゲートウェイルータ(以下「GWルータ」という。)の料金をポート数比で按分した値が適用されることから、**ポート数の増加に伴い、1ポートあたり月額料は減少傾向。**
- 東京都に所在するGWルータは、令和6年9月まで東日本集約・東京POIとして東日本集約POI(東日本全域を接続対象地域とするPOI)及び東京POI(東京都を接続対象地域とするPOI)の双方を兼ねて利用されていたところ、装置上限に達する見込みであることを踏まえ、**令和6年10月から東京POIとして利用する新たなGWルータを増設し、当該更改に伴う移行が行われた。**
- また、**群馬県、新潟県、宮城県、福島県**においては、接続事業者からの要望を受け、**新たに単県POIが2025年度に開設されるため**、当該POIについて、関門系ルータ交換機能の網使用料を接続約款に追加する申請があったもの。
- なお、**徳島県及び高知県は、ベンダのサポート終了を迎える一部物品の更改を2024年度内に予定(他の単県POIにおいても2025年度以降に順次更改を予定)しており、それぞれ2.5%、2.6%増加。**

NTT東日本 POI名	2025年度申請※2 1ポートあたり月額		(参考) 2024年4月1日時点 1ポートあたり月額	ポート数	
		対前年度増減率		2025年 4月1日	2024年 4月1日
東日本集約POI	458,271	-	158,146	8	64
東京POI	169,501	-	-	62	-
千葉POI	194,018	▲6.8%	208,207	23	23
埼玉POI	178,086	▲9.1%	195,907	28	27
神奈川POI	167,782	▲3.2%	173,414	34	32
北関東ブロックPOI	621,967	▲24.5%	824,208	5	4
北海道POI	199,432	▲20.9%	252,197	22	19
東北ブロックPOI	164,207	▲15.8%	195,089	31	29
北関東・甲信越ブロックPOI	184,934	▲21.2%	234,639	24	21
茨城POI	317,908	▲5.7%	337,050	10	10
栃木POI	392,702	▲6.1%	418,060	7	7
群馬POI※3	1,066,083	-	-	3	-
新潟POI※3	1,585,042	-	-	2	-
宮城POI※4	806,625	-	-	4	-
福島POI※4	1,585,042	-	-	2	-

※1:網改造料の算定に係る2025年度適用の諸比率を用いて算定

※2:2025年4月1日時点の利用見込(個別建設申込み受領済みのもの)に基づき算定

※3:群馬POI及び新潟POIの月額料金及びポート数は、開設を予定している4月末日の利用見込に基づき算定

※4:宮城POI及び福島POIの月額料金及びポート数は、開設を予定している5月末日の利用見込に基づき算定

NTT西日本 POI名	2025年度申請※2 1ポートあたり月額		(参考) 2024年4月1日時点 1ポートあたり月額	ポート数	
		対前年度増減率		2025年 4月1日	2024年 4月1日
西日本集約					
関西1POI・大阪POI	168,113	▲5.0%	176,938	48	47
関西2POI・兵庫POI	246,382	▲12.1%	280,407	19	17
東海POI・愛知POI	206,683	▲12.5%	236,112	26	23
中四国POI・広島POI	274,083	▲8.6%	299,849	17	16
九州POI・福岡POI	220,490	▲7.4%	238,156	24	23
京都POI	297,717	▲19.4%	369,286	10	7
静岡POI	446,046	▲4.2%	465,823	9	8
岐阜POI	414,653	▲16.8%	498,467	6	5
三重POI	586,500	▲1.9%	597,708	4	4
熊本POI	489,900	▲1.9%	499,533	5	5
鹿児島POI	489,967	▲18.2%	599,083	5	4
岡山POI	415,417	▲1.9%	423,597	6	6
長崎POI	768,806	▲33.4%	1,154,208	3	2
山口POI	489,967	▲18.2%	599,083	5	4
滋賀POI	587,771	▲1.9%	599,083	4	4
石川POI	490,067	▲57.5%	1,153,792	5	2
富山POI	1,132,458	▲1.8%	1,153,792	2	2
奈良POI	769,417	▲33.3%	1,153,792	3	2
愛媛POI	769,417	▲33.3%	1,153,792	3	2
香川POI	1,132,458	▲1.8%	1,153,792	2	2
佐賀POI	1,132,458	▲1.8%	1,153,792	2	2
沖縄POI	587,833	▲1.8%	598,875	4	4
大分POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
和歌山POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
宮崎POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
福井POI	769,722	▲1.1%	778,056	3	3
徳島POI	1,173,708	2.5%	1,145,042	2	2
島根POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
鳥取POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
高知POI	1,175,167	2.6%	1,145,042	2	2

NGN県間接続料の算定方法(算定方法、需要の予測)

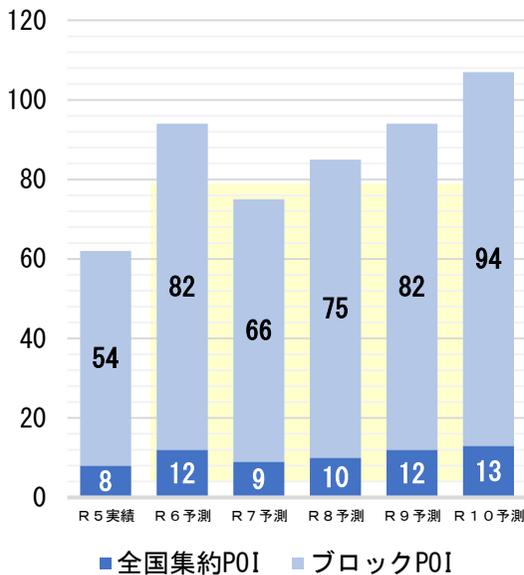
- NGNの県間接続料については、全国集約POI及びブロックPOIから単県POIへの移行等が見込まれていることを踏まえ、接続料の急激な変動を緩和するため、4年3ヶ月(令和7年1月～令和10年3月)を算定期間とする将来原価方式(第2号長期将来原価方式)により算定する(これにより算定期間中におけるGWRの利用ポート数の変動の影響も平準化される。)。
- 需要(ポート実績トラヒック及びGWRのポート数)については令和5年度までの契約数・トラヒック量等を基礎、原価については令和5年度接続会計を基礎として需要に応じた必要最小限の投資を見込むことで、将来の原価・需要を予測。原価をポート実績トラヒック等を用いて各機能に按分したうえ、IPoE接続に係る原価をGWRのポート数で除して接続料を算定。

(1) 需要の予測

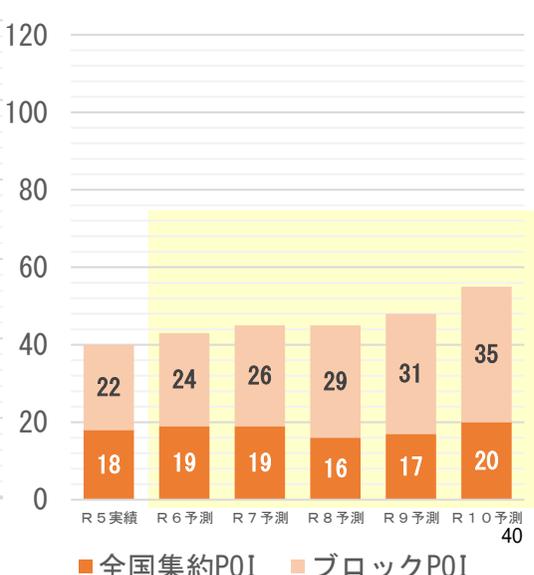
① GWルータのポート数

- ・ VNE事業者毎にピークトラヒックの予測を行い、直近のポート容量に対する利用率からポート数を予測。
- ・ 単県POI等への移行動向が判明している分は個別に考慮。

期末ポート数 (NTT東日本)



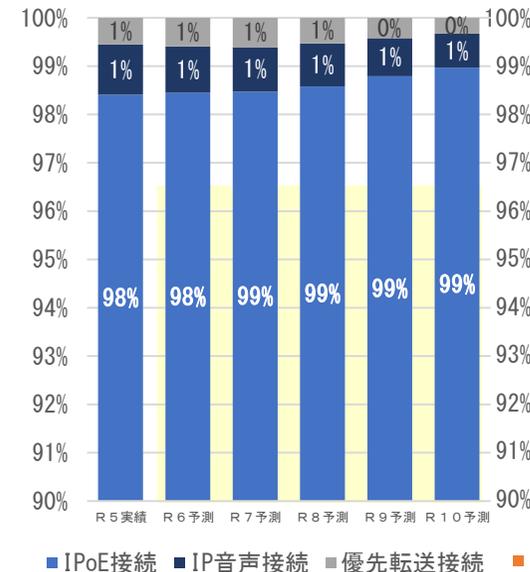
期末ポート数 (NTT西日本)



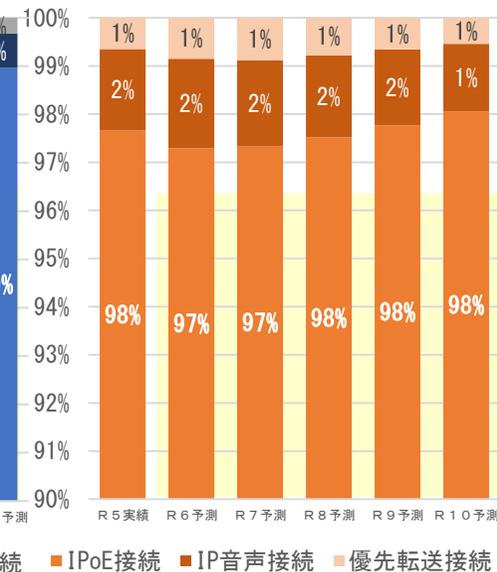
② ポート実績トラヒック比

- ・ フレッツ光の最新の需要動向を反映してポート実績トラヒックを予測。

ポート実績トラヒック比 (NTT東日本)



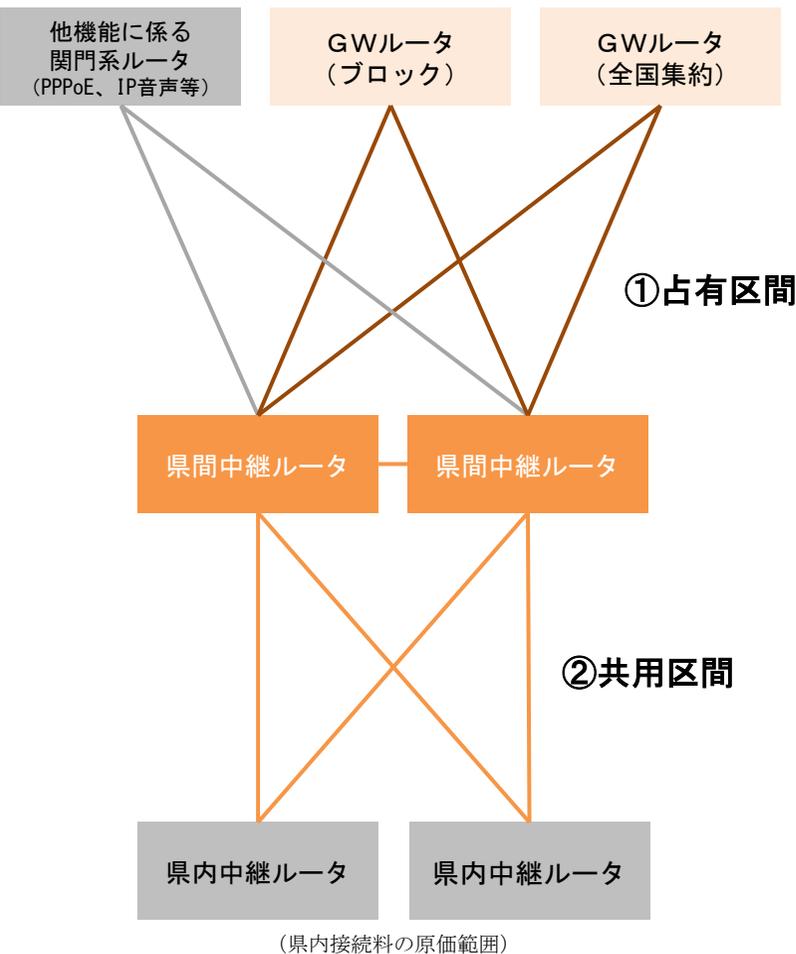
ポート実績トラヒック比 (NTT西日本)



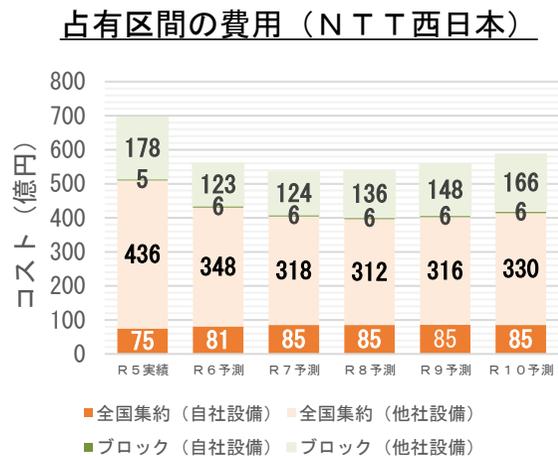
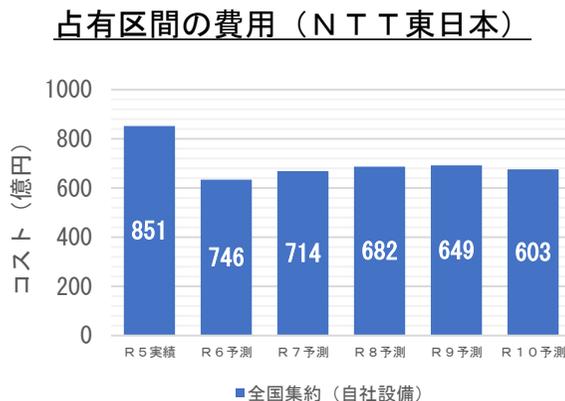
- NGN県間接続料（IPoE接続）の原価範囲は、県間中継ルータ（関門系ルータを除く。以下同じ。）及び県間伝送路であるところ、**県間伝送路のうち一部**（県間中継ルータ～関門系ルータ）**については各機能で占有されるため直課**し、他機能についてはポート実績トラヒック比で按分。
- 県間伝送路の占有区間と共用区間の分計については、**芯線長比をコストドライバとして按分**。

(2) 原価の予測

※GWルータは県間接続料の対象外
(関門系ルータ交換機能の原価範囲)

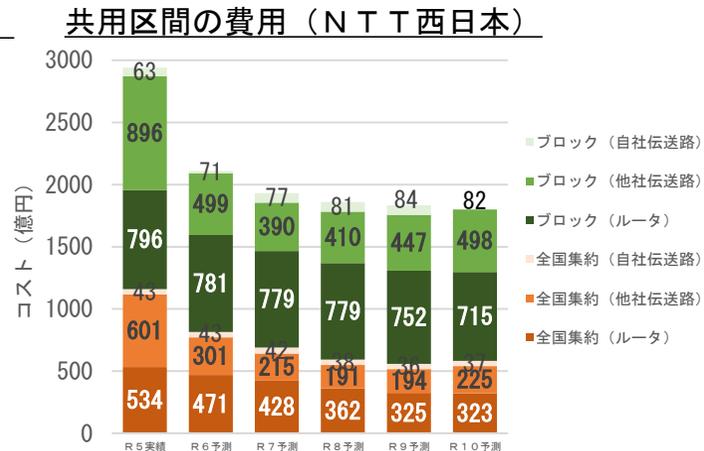
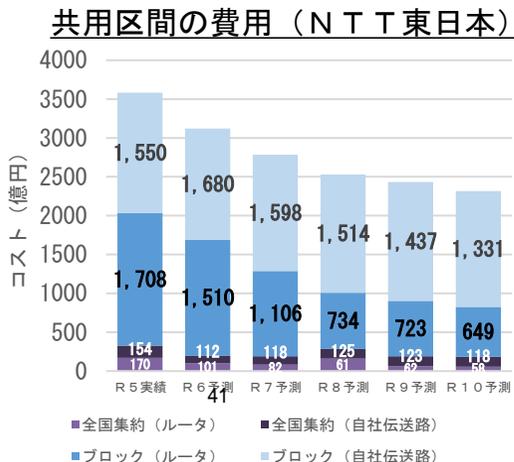


① 占有区間 (GWルータ～県間中継ルータ間の県間伝送路)



※ NTT東日本においては他社設備、ブロックPOI占有区間に係るコストは発生していない。

② 共用区間 (県間中継ルータ、県間中継ルータ～県内中継ルータ間の県間伝送路)



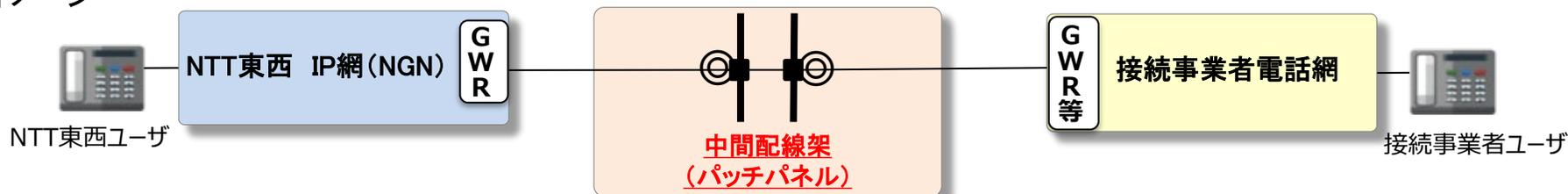
中間配線架について

- 令和3年1月14日公布の省令改正(令和3年総務省令第1号)により、県間通信用設備(IP音声県間接続及び優先パケット県間接続)と同様に指定設備である県内設備と一体的に利用される中間配線架(パッチパネル)についても、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけられ、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求められることとなった。
- 中間配線架は、光IP電話接続機能を利用するために用いられるものであることから、IP網への移行期間におけるその他NGN接続料と同様にNGNに係る接続料の算定に準じ、**3年9ヶ月(令和3年4月～令和6年12月)の複数年度で将来原価方式に準じた算定**を行ってきたところ。
- **令和6年度内に各接続事業者の需要が終局となることに加えて、今後の追加投資も予定されていないことから、令和7年1月から令和8年3月までの適用接続料は令和5年度の実績費用を基に実績原価方式にて算定。**
- 各設備ごと(架、ポートパネル、ジャンパ)の**必要設備量合計と調達物品単価を基に、網改造料の算定方式により創設費・年経費を算定。**
- 現行接続料の算定期間のうち、令和3年度～令和5年度における予測と実績の差分については、今回乖離額調整による対応を行うこととし、令和6年度の予測と実績の差分等は令和8年度適用接続料にて調整
- なお、中間配線架は事業者間における意識合わせを踏まえ、東京に2架※¹、大阪に2架※¹設置し、各者1架当たり32ポート※²ずつ割り当て(NTT東日本・西日本を含めた10者それぞれに東京、大阪それぞれ64ポート割り当て)。共用L2SW利用事業者(全15者)は1事業者分のポートを全者で共有。

※1 設備の冗長化。

※2 冗長化の観点から他事業者(共用L2SW含む)1者当たり2ポートの割り当て(10者×2ポート=20ポート)及び今後新規参入をする事業者が現れた場合の予備ポート(12ポート(6者分))。

■ 設備イメージ



■ 中間配線架に係る接続料金

		令和7年1月～令和8年度 申請接続料※	令和3年度～令和6年12月 申請接続料
NTT東日本	コスト(千円)	676	1,377
	需要(ポート)	640	2,448
	接続料金(円/ポート・月)	88	47
NTT西日本	コスト(千円)	665	1,380
	需要(ポート)	640	2,448
	接続料金(円/ポート・月)	42 ⁴²	87

※ 現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

中継光ファイバ

- **中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**WDM**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。
- 芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・m単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。
- 接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトの中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

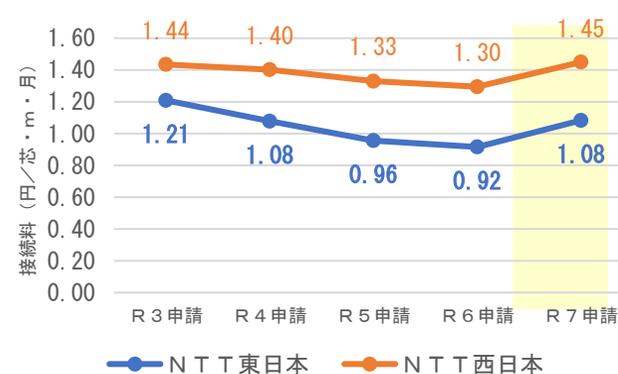
原価・需要（NTT東日本）



原価・需要（NTT西日本）



中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）

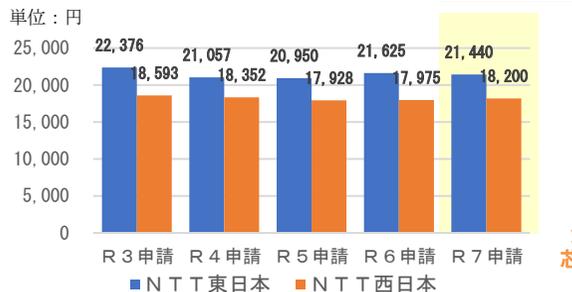


（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

局内光ファイバ

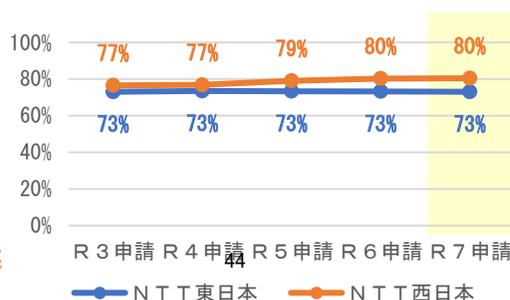
- **局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル1芯あたり創設費（前年度9月末値）



未利用芯線コストを十分に負担するため、芯線利用率で割戻

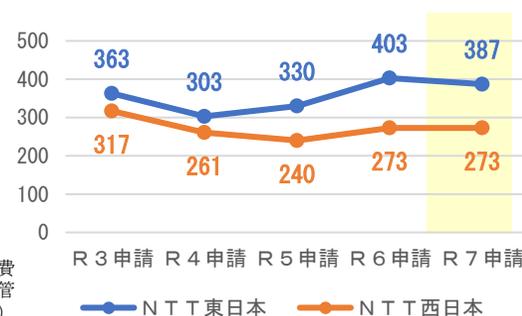
芯線利用率（前年度9月末値）



網改造料の算定式に準じて算定

（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料



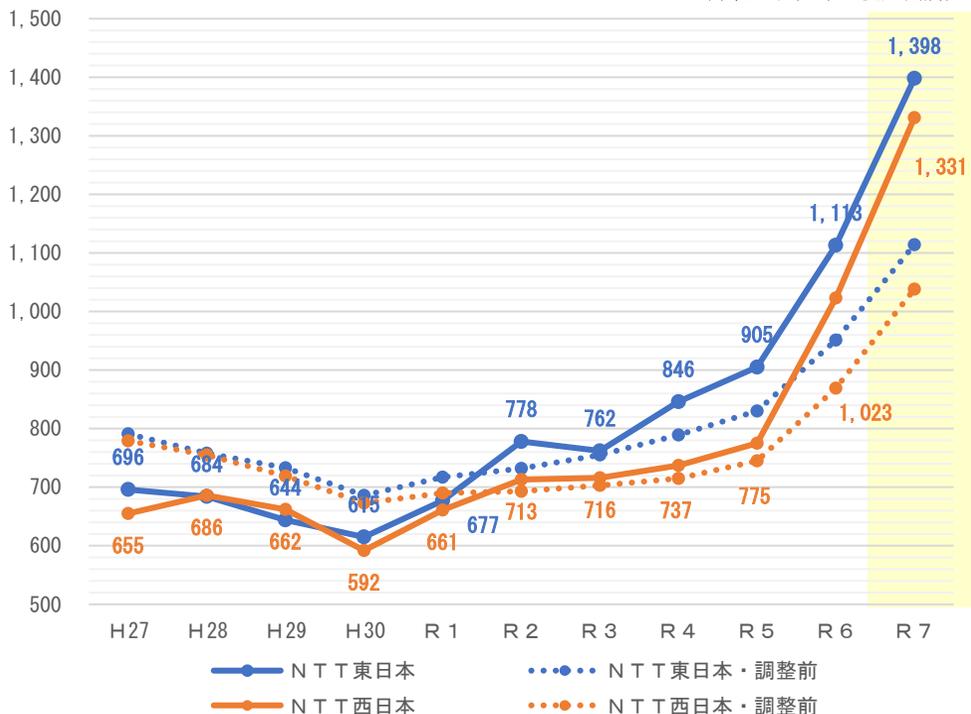
（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（2芯～32芯）のケーブル1m当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

電柱及び管路・とう道の利用に係る料金

- NTT東日本・西日本が設置する電柱及び管路・とう道のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号に規定する接続約款記載事項）。
- ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
 - ・ 電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱及び電柱上にP O Iを設置する場合に最低限必要な1又は複数の電柱**
 - ・ 管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いNTT東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**とされている。
- **電柱については取得固定資産価額**（※1）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。
- 令和7年度においては、**電柱については物品費の高騰等による取得固定資産価額の上昇**により値上がり、**管路・とう道については資産の減価償却が進みNTT西日本は値下がり**している一方、**保全・補修等により費用が増加したNTT東日本は値上がり**となっている。

電柱使用料

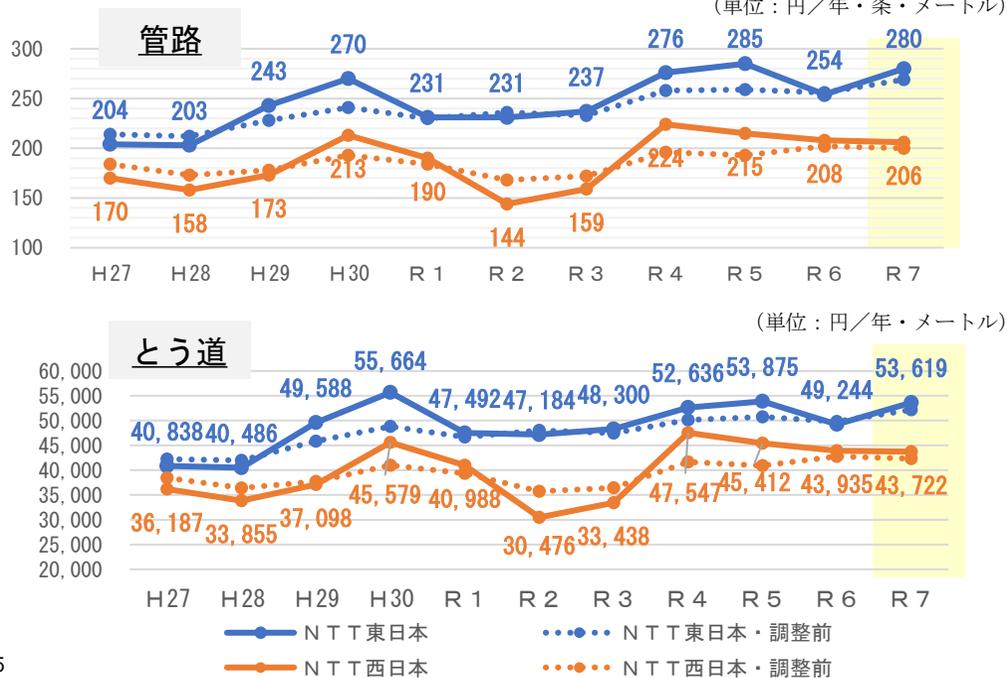
（単位：円／年・使用箇所）



管路・とう道に係る料金

（都道府県の区域毎に定められている料金の平均）

（単位：円／年・条・メートル）



※1 自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破碎復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（8。平成19年度11月8日の料金改定で6から変更。）で除する。

実績原価方式に基づく主な接続料 料金表①

① 端末回線伝送機能

区分	単位 (月額)	令和7年度 (カッコ内は調整前)		令和6年度 (カッコ内は調整前)		
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	58円 (46円)	86円 (64円)	46円 (40円)	68円 (55円)
	回線 部分	1回線 ごと	1,814円 (1,649円)	1,795円 (1,633円)	1,671円 (1,560円)	1,628円 (1,535円)
帯域分割端末 伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	244円 (169円)	221円 (152円)	149円 (109円)	363円 (210円)
	MDF 部分	1回線 ごと	76円 (65円)	68円 (59円)	64円 (58円)	64円 (56円)
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,031円 (1,217円)	1,012円 (1,159円)	1,372円 (1,398円)	1,269円 (1,309円)
通信路設定伝送機能を組 み合わされるもの※1	2線式 のもの	1回線 ごと	1,764円 (1,603円)	1,722円 (1,577円)	1,625円 (1,516円)	1,583円 (1,495円)
光屋内配線を利用する 場合の加算額※2		1回線 ごと	209円 (198円)	201円 (190円)	196円 (190円)	187円 (182円)

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

② 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分	単位 (月額)	令和7年度 (カッコ内は調整前)		令和6年度 (カッコ内は調整前)			
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本		
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバー タ〕※3	100Mb /s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	377円 (432円)	—	681円 (551円)	—
	1Gb/s		1回線 ごと	983円 (1,138円)	410円 (556円)	1,826円 (1,452円)	614円 (689円)
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕 ※3	局内4分岐のもの		1回線 ごと	107円 (141円)	98円 (161円)	159円 (176円)	240円 (236円)

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

③ 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	令和7年度 (カッコ内は調整前)		令和6年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・ 1メートルごと	1,083円 (1,064円)	1,445円 (1,374円)	0.916円 (1.010円)	1.295円 (1.304円)

⑥通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

⑦番号案内機能等

区分				単位 (月額)	令和7年度 (カッコ内は調整前)		令和6年度 (カッコ内調整前)	
					NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
通信路設定伝送機能	一般専用に係るもの [一般専用サービス]	3.4 kHz	同一MA内の場合	1回線ごと	10,900円 (10,051円)	8,912円 (8,863円)	11,037円 (9,882円)	9,261円 (9,254円)
			上記以外の場合	1回線ごと	13,470円 (12,060円)	11,332円 (10,900円)	13,159円 (11,479円)	11,529円 (11,106円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	2,710円 (1,970円)	710円 (650円)	2,070円 (1,490円)	820円 (640円)
		64 kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	10,326円 (9,516円)	8,455円 (8,399円)	10,440円 (9,346円)	8,766円 (8,761円)
			上記以外の場合	1回線ごと	12,752円 (11,412円)	10,738円 (10,319円)	12,440円 (10,855円)	10,904円 (10,506円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	2,560円 (1,860円)	670円 (610円)	1,950円 (1,410円)	770円 (600円)
	高速デジタル伝送に係るもの [デジタルアクセス] <エコノミークラス>※	1.536 Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	185,401円 (145,864円)	172,016円 (122,933円)	128,161円 (111,951円)	157,461円 (115,578円)
			上記以外の場合	1回線ごと	243,625円 (191,368円)	226,808円 (169,013円)	176,161円 (148,167円)	208,773円 (157,458円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	61,440円 (44,640円)	16,080円 (14,640円)	46,800円 (33,840円)	18,480円 (14,400円)

区分		単位	令和7年度 (カッコ内は調整前)		令和6年度 (カッコ内は調整前)	
			NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
番号案内サービス 接続機能	一般中継局ルータ接続	1案内ごと	392円 (307円)	298円 (257円)	319円 (252円)	397円 (268円)
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	7.09円 (8.18円)	—	9.46円 (9.46円)
番号情報データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	3.32円 (4.43円)	—	6.54円 (6.02円)
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	6.81円 (7.98円)	—	9.32円 (9.62円)

※ 番号案内機能についても、固定電話網のIP網への移行に伴い、合わせてIP網への移行が進められており、これまでPSTNを経由して番号案内設備にアクセスされていたところ、IP網を経由してアクセスする形態への移行が、

- ・ 令和4年5月～ NTT東日本・西日本の光IP電話発の移行
- ・ 令和5年8月～ 接続事業者発の移行
- ・ 令和5年9月～ NTT東日本・西日本の固定電話発の移行と進められ、令和7年1月に移行完了。

⑧公衆電話機能

区分	単位	令和7年度 (カッコ内は調整前)		令和6年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	4.7611円 (3.6524円)	3.7146円 (2.9545円)	4.1057円 (3.2199円)	3.3852円 (2.6664円)

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

主な工事費・手続費・コロケーション料金等 料金表

①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和7年度単金		令和6年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,706円	6,410円	6,444円	6,121円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,766円	7,370円	7,383円	7,067円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,979円	8,468円	8,458円	8,149円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	8,070円	7,645円	7,654円	7,337円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,282円	8,743円	8,727円	8,419円

②管路・とう道等の料金の改定

(i) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	令和7年度平均料金 (カッコ内は調整前)		令和6年度平均料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
		管路	1条当たり 1メートルごと	280円 (269円)	206円 (200円)
とう道	1メートルごと	53,619円 (52,173円)	43,722円 (42,313円)	49,244円 (49,781円)	43,935円 (42,786円)
土地	1平方メートル ごと	1,341円 (1,231円)	713円 (667円)	1,199円 (1,159円)	668円 (635円)
建物	1平方メートル ごと	30,055円 (30,476円)	24,899円 (23,951円)	33,022円 (32,466円)	24,609円 (24,071円)

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

(ii) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	令和7年度料金 (カッコ内は調整前)		令和6年度料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	1,398円 (1,114円)	1,331円 (1,038円)	1,113円 (951円)	1,023円 (869円)

③個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※2)した上で、設備管理運営費を算出(※3)している。

※2 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)+共通割掛費(物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※3 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(i) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分	令和7年度数値		令和6年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	交換機械設備	0.279	0.329	0.273	0.319
	電力設備	0.977	0.870	0.949	0.814
	伝送機械設備	0.162	0.249	0.161	0.244
	無線機械設備	0.703	0.265	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.113	0.090	0.089	0.093
	土地及び通信用建物以外	0.002	0.002	0.004	0.002
共通割掛費比率	0.045	0.094	0.052	0.099	

(ii) 年額料金の算定に係る比率

区分	令和7年度数値		令和6年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
設備管理 運営費比率※4	端末回線伝送機能	0.025	0.023	0.027	0.024
	端末系交換機能	0.047	0.045	0.051	0.048
	中継系交換機能	0.040	0.038	0.042	0.043
	中継伝送機能	0.047	0.042	0.043	0.045
	通信用料対応設備合計	0.047	0.044	0.050	0.048
データ系設備合計	0.109	0.094	0.118	0.100	

※4 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(iii) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分	令和7年度数値		令和6年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	受電設備	1.354	1.168	1.379	1.103
	発電設備	0.656	1.086	1.671	1.041
	電源設備及び蓄電池設備	0.926	0.019	0.918	0.782
	空気調整設備	1.582	2.173	1.538	2.141
設備管理 運営費比率	0.017	0.018	0.016	0.017	

- NTT西日本の**令和6年度の接続料改定**（令和6年1月16日申請、1月23日諮問、3月24日答申、同日認可）**において、「債権譲受手続き費」**（NTT東西が協定事業者から契約者が支払うべき料金の債権を譲り受けたときに、NTT東西が行う利用者料金の回収業務に対する手続き費）について、同社における**確認漏れ**により、接続料規則の定める「適正な原価に適正な利潤を加えた額」とは異なる、**誤った料額が申請**された。
- **当該手続きに係る収入と原価・利潤を一致させるため、令和7年度の接続料改定において、接続約款（附則）に、当該年度に請求差額が生じた場合には、令和6年度の正しい料額を用いて精算するための規定を置く旨の申請があった。**
※令和6年4月1日以降、当該手続き費の請求はなされていない。

■ 誤りの内容

区分		内訳		単位	令和6年度適用料金	
					正しい料額	誤った料額(申請料金)
(7) 債権譲受 手続き費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外 の場合	(ア)電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	17.63	17.63
					18.15	0.19

_____ NTT東日本 _____ NTT西日本

■ 誤りの原因・再発防止策等

- ・当該手続きに係る修正を行った際、修正過程で誤った額を転記したことに気付かないまま申請が行われたことによるもの。
- ・約款修正の二重チェックの実施等、説明資料及び申請資料の確実な相互確認作業の徹底等により再発防止を図る。

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

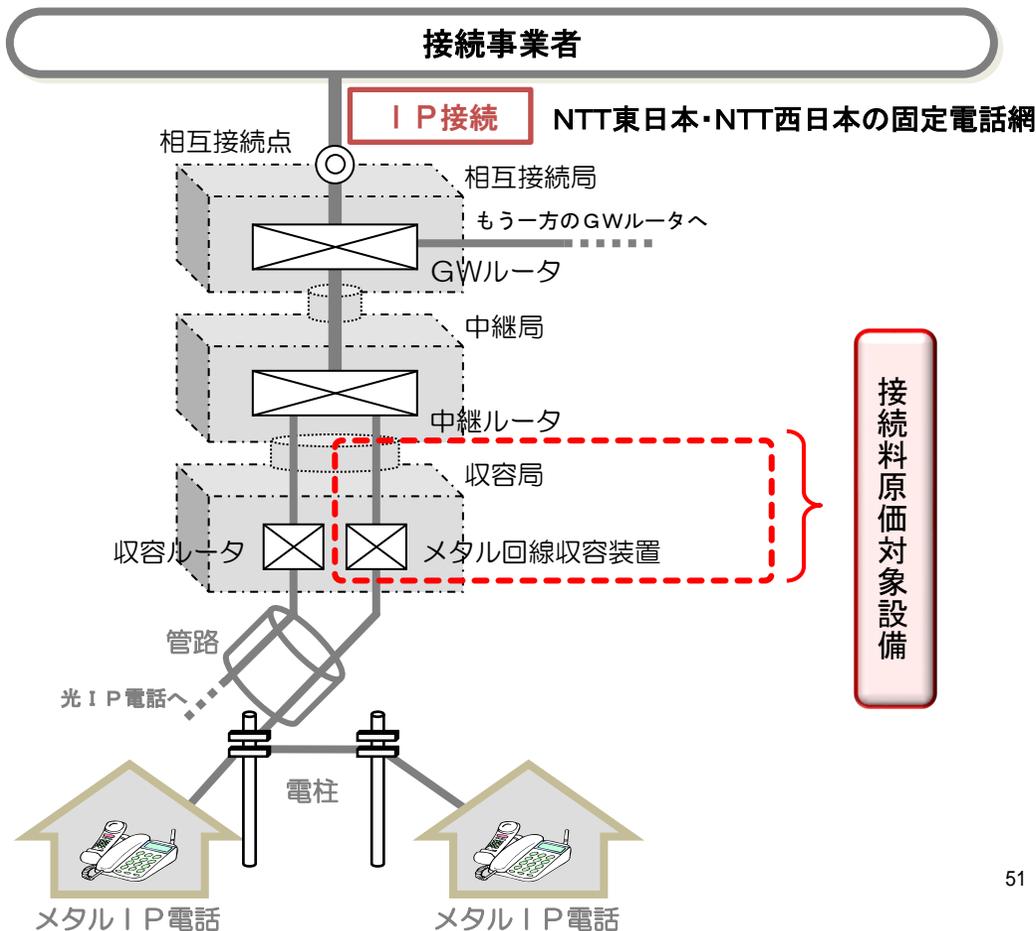
その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

○ 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
 - 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。
- ※ 2～3年毎に実施。令和7年1月1日以降からは、第9次IPモデルを適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し。
 - 接続約款の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。
 - <参考 令和6年度の認可接続料>
 - 加入電話・メタルIP電話接続機能: 9.11円/3分
- ※ 毎年度実施。

●接続料等の改定額

区分	単位	令和7年度	令和6年度
① メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.0274529円	0.024394円
② 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.0223891円	0.019520円

●算定根拠

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能/要素機能	令和7年度	令和6年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	23,588	24,932	▲5.4%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	19,237	19,950	▲3.6%

算定根拠（IP-LRICモデルに入力する通信量）

（1）サービス別トラヒックの算定

- 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、その上で各通信形態別のトラヒックがIP網移行前後で変更となることを踏まえ、IP網移行後の通信量実績の比率で配賦したものをサービス別トラヒックとする。

$$\text{「令和6年度下期+令和7年度上期」予測通信量} = \text{「令和5年度下期+令和6年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和6年10月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和6年11月～令和7年9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該増減率には、令和6年4月～10月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における令和5年10月及び令和5年11月～令和6年9月の構成比を用いて加重平均したもの。さらにIP網移行後の通信量実績(令和6年2月～10月)における東西別、回数・時間別、通話形態別の区分で配賦する際の比率やIP網移行によりNTT網を経由しなくなるサービス呼の加算(令和6年11月相当の予測通信量を、同年10月の実績値及び同年12月の予測値から算定)も加味する。

<ZA内・ZA間・IP接続(サービス呼以外)>

(単位:百万回、百万時間)

		「R6下+R7上」予測通信量			「R5下+R6上」実績通信量			対前年増減率		
		東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本	
ZA内	回数	1703	794	908	1,720	814	906	▲0.9%	▲2.5%	▲0%
	時間	42	21	21	42	21	21	▲0%	▲0%	▲0%
ZA間	回数	426	212	214	444	217	227	▲4.1%	▲2.3%	▲5.8%
	時間	9	5	4	10	5	5	▲0%	2.5%	▲2.5%
IP接続 (サービス呼以外)	回数	4,710	2,376	2,334	5555	2,788	2,767	▲15.2%	▲14.7%	▲15.6%
	時間	145	75	70	181	94	87	▲19.9%	▲20.2%	▲19.5%

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

- サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

(単位:百万回、百万時間)

		令和7年度	令和6年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	回数	8,541	10,201	▲16.3%
	時間	239	284	▲15.8%
一般中継系ルータ接続伝送機能/一般中継系ルータ接続伝送部	時間	239	284	▲15.8%

主な変更・報告内容等 (P. 5～24)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～8)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 10～15)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 17～19)
- ④ 固定電話のIP網移行に伴う対応(報告) (P. 21)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請) (P. 23～24)

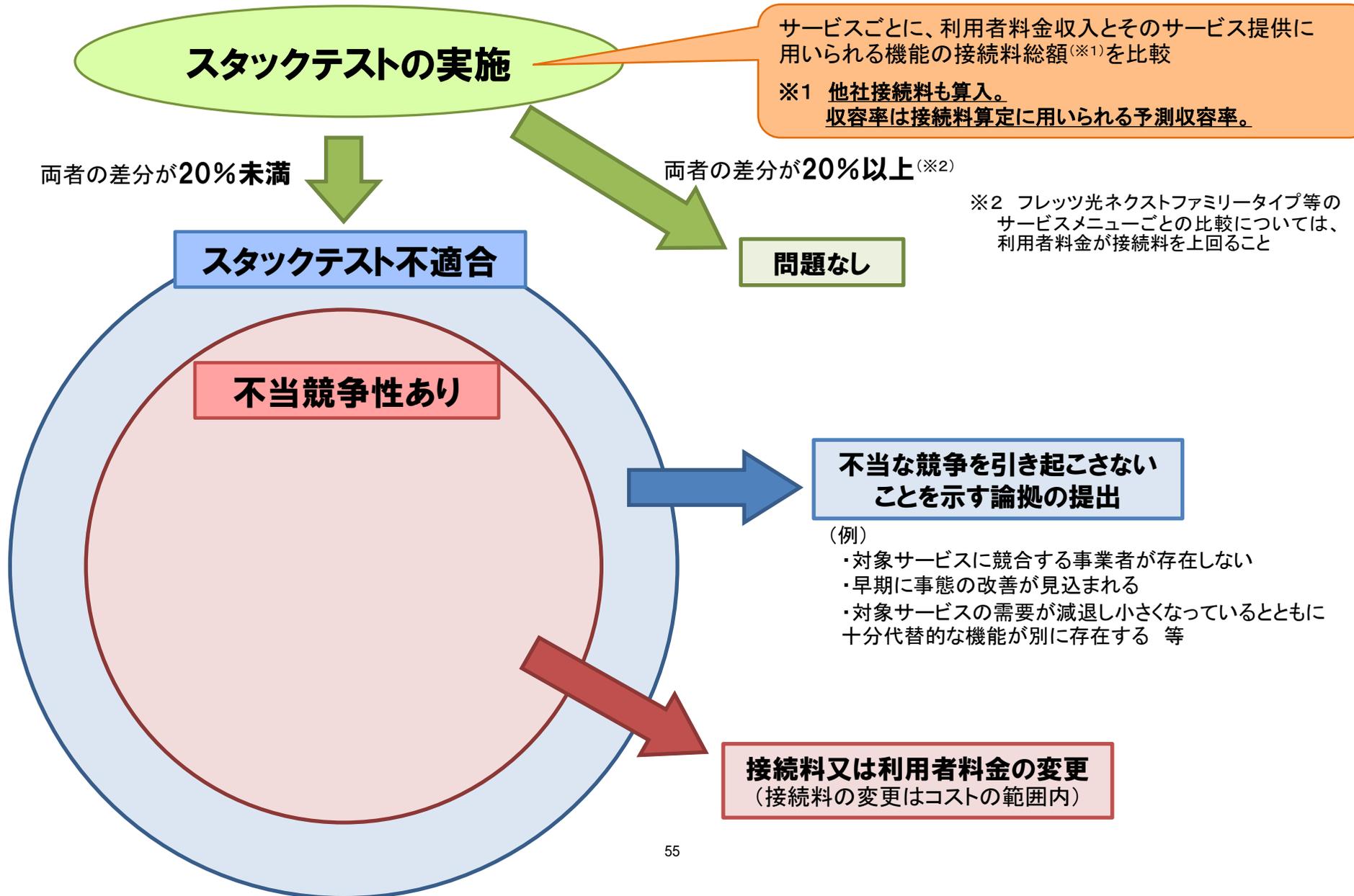
その他の変更・報告内容等 (P. 27～67)

- ① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 27～35)
- ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定等 (P. 37～40)
- ③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 42～47)
- ④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等 (P. 49～51)
- ⑤ 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 53～67)

参考資料 (P. 69～82)

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定)



スタックテストの結果①(サービスごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和5年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト		5,069億円	2,403億円	2,666億円 (52.6%)	○
ひかり電話	移動体着 含む	1,093億円	207億円	886億円 (81.1%)	○
	移動体着 除く	876億円	109億円	767億円 (87.6%)	○
ひかり電話ネクスト		20億円	9億円	11億円 (55.0%)	○
ビジネスイーサワイド		412億円	305億円	107億円 (26.0%)	○

NTT西日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト		3,798億円	2,006億円	1,792億円 (47.2%)	○
ひかり電話	移動体着 含む	1,014億円	179億円	835億円 (82.3%)	○
	移動体着 除く	798億円	94億円	704億円 (88.2%)	○
ひかり電話ネクスト		8億円	4億円	4億円 (50.0%)	○
ビジネスイーサワイド		440億円	319億円	121億円 (27.5%)	○

(注) ○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②(サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン2B				○
		10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの(ミニ)				○
		上記以外のもの(プラン1)				○
	プライオ	上記以外のもの(プラン2)				○
		10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
	オフィスタイプ	上記以外				○
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					○	
ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					○	
ビジネス イーサ ワ イ ド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)					○
	Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)					○

(単位:1アクセス回線あたり/月額) 57

NTT西日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ (光配線方式)	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの(ミニ)				○
		上記以外のもの(プラン1)				○
		上記以外のもの(プラン2)				○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					○
	ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					○
	ビジネス イーサ ワ イ ド	MA設備まで利用する場合				
県内設備まで利用する場合					○	
Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)					○	
Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)					○	

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

※1 利用者料金は令和6年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)
 ※2 フレッツ光ネクストについては、複数年将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も各機能の適用期間と合わせた複数年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

加入光ファイバの未利用芯線について

- 加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し、かつ、（総務省において）認可申請時においてできる限り一般公表することとされている。**
- これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、NTT東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※1 NTT東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。

※2 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

(3) 考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

- これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和6年10月末における芯線使用率について調査を実施。**
- **地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査。** サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。
- NTT東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して3ビル、架空光ケーブルに関して3箇所**の調査を実施。

	NTT東日本			NTT西日本													
架空 光ケーブル	■調査対象箇所（ルート）			■調査対象箇所（ルート）													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート1</th> <th>ルート2</th> <th>ルート3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新宿ビル (東京都)</td> <td>新宿ビル (東京都)</td> <td>八戸三沢ビル (青森県)</td> </tr> </tbody> </table>	ルート1	ルート2	ルート3	新宿ビル (東京都)	新宿ビル (東京都)	八戸三沢ビル (青森県)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート1</th> <th>ルート2</th> <th>ルート3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋栄ビル (愛知県)</td> <td>大阪日本橋ビル (大阪府)</td> <td>金沢松任ビル (石川県)</td> </tr> </tbody> </table>	ルート1	ルート2	ルート3	名古屋栄ビル (愛知県)	大阪日本橋ビル (大阪府)	金沢松任ビル (石川県)	
ルート1	ルート2	ルート3															
新宿ビル (東京都)	新宿ビル (東京都)	八戸三沢ビル (青森県)															
ルート1	ルート2	ルート3															
名古屋栄ビル (愛知県)	大阪日本橋ビル (大阪府)	金沢松任ビル (石川県)															
	■調査実施時期 平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】 (第1回) ※ルート3に関しては実施せず 令和元年12月【ルート1及び2】(第2回) ※同上 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、 令和4年10月(第5回)、令和5年10月(第6回)、 令和6年10月(第7回)			■調査実施時期 平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】 (第1回) ※ルート3に関しては実施せず 令和元年12月【ルート1及び2】(第2回) ※同上 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、 令和4年10月(第5回)、令和5年10月(第6回)、 令和6年10月(第7回)													
地下 光ケーブル	■調査対象ビル			■調査対象ビル													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大規模</th> <th>中規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新宿ビル (東京都)</td> <td>山形ビル (山形県)</td> <td>角館ビル (秋田県)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模	中規模	小規模	新宿ビル (東京都)	山形ビル (山形県)	角館ビル (秋田県)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>大規模</th> <th>中規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪日本橋ビル (大阪府)</td> <td>岡山今村ビル (岡山県)</td> <td>指宿ビル (鹿児島県)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模	中規模	小規模	大阪日本橋ビル (大阪府)	岡山今村ビル (岡山県)	指宿ビル (鹿児島県)	
大規模	中規模	小規模															
新宿ビル (東京都)	山形ビル (山形県)	角館ビル (秋田県)															
大規模	中規模	小規模															
大阪日本橋ビル (大阪府)	岡山今村ビル (岡山県)	指宿ビル (鹿児島県)															
	■調査実施時期 平成30年10月(第1回)、令和元年12月(第2回)、 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、 令和4年10月(第5回)、令和5年10月(第6回)、 令和6年10月(第7回)			■調査実施時期 平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年4月【それ以外】 (第1回)、 令和元年12月(第2回)、令和2年12月(第3回)、 令和3年10月(第4回)、令和4年10月(第5回)、 令和5年10月(第6回)、令和6年10月(第7回)													

個別事情の調査・分析について

○ 「**最小限投資合理性**」の考え方等を踏まえ、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

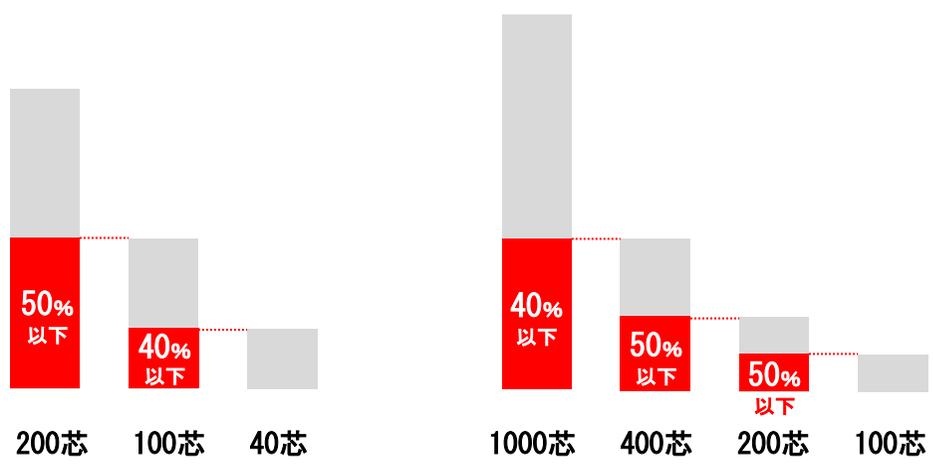
- ① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル
- ② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル
- ③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ 下位ロットの収容率を下回る芯線使用率

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

(架空光ケーブルの場合)

(地下光ケーブルの場合)



■ 経済的耐用年数

※直近の調査時点である令和5年10月に採用していた耐用年数を用いる。
 ※かつこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年 (平成13年度以前)
地下光ケーブル	30年 (平成5年度以前)

(参考) 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書

第6章 加入光ファイバとの接続 2. 加入光ファイバの未利用芯線 (2) 考え方

イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでは、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え**(以下「**最小限投資合理性**」という。)が成り立つ。

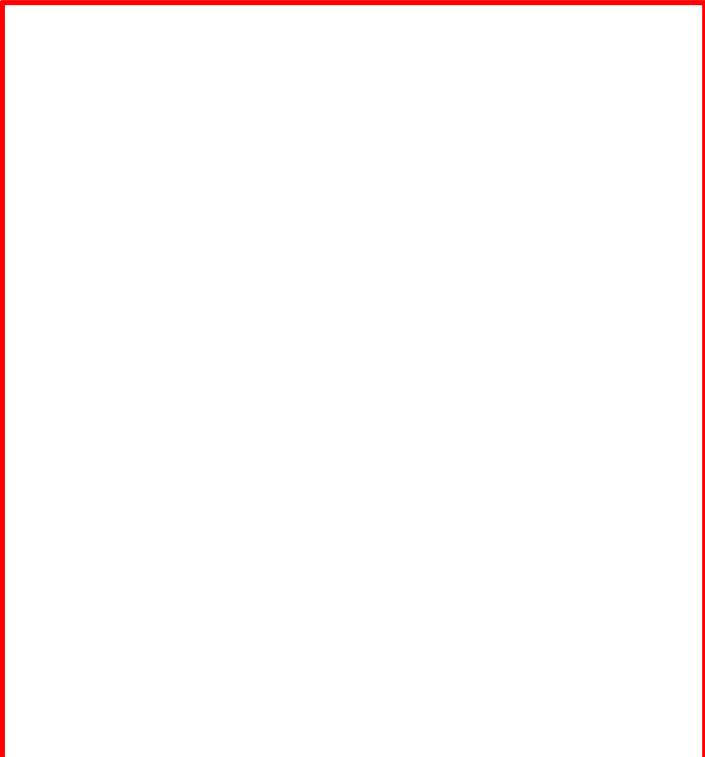
そのため、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、(将来原価方式が採用される場合には)この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※ 合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

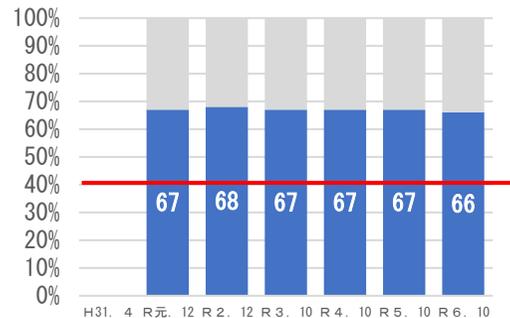
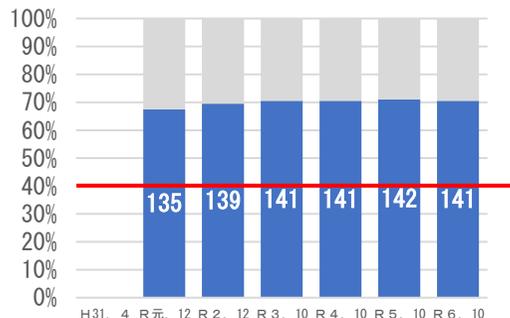
東日本ルート1：新宿ビル(東京都)

(調査対象ルート)

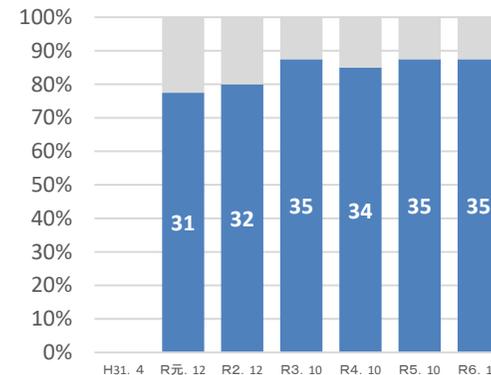
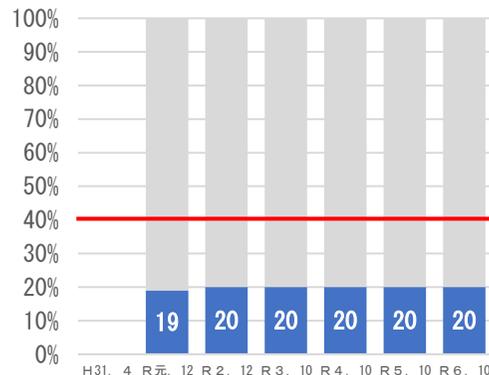


(調査結果) ■：利用芯線 ■：未利用芯線

(1) 200芯ケーブル ()年敷設 (2) 100芯ケーブル ()年敷設



(3) 100芯ケーブル ()年敷設 (4) 40芯ケーブル ()年敷設



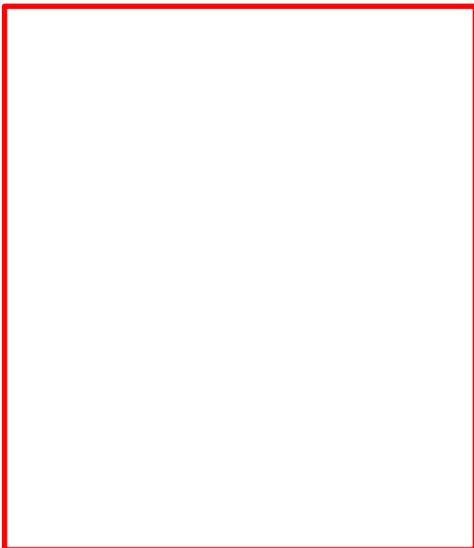
◎ き線点

■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
 (き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート2:新宿ビル(東京都)

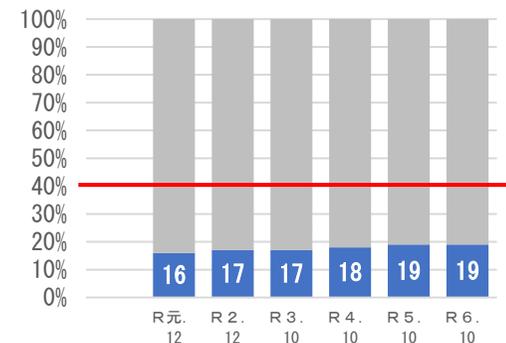
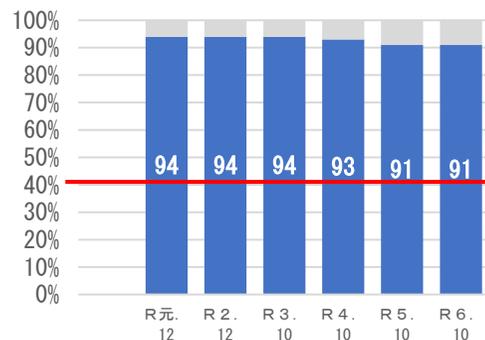
(調査対象ルート)



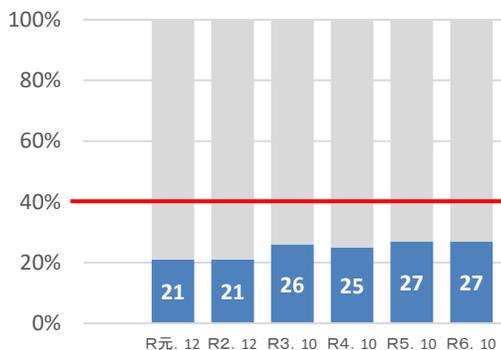
◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

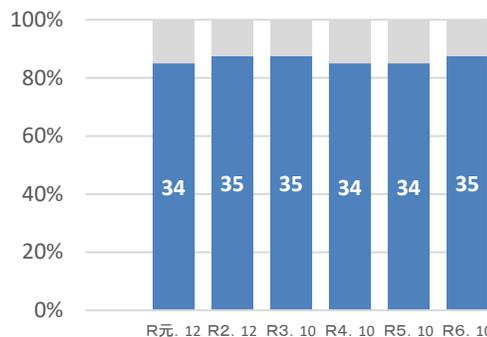
(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 100芯ケーブル (年敷設)



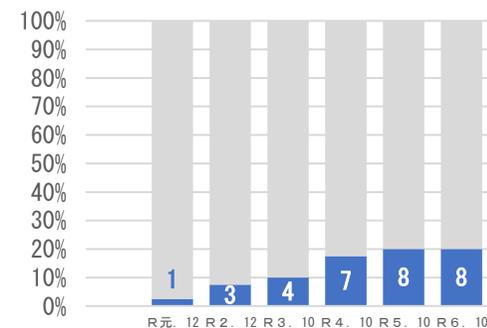
(3) 100芯ケーブル (年敷設)



(4) 40芯ケーブル (年敷設)



(5) 40芯ケーブル (年敷設)



○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート3：八戸三沢ビル(青森県)

◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

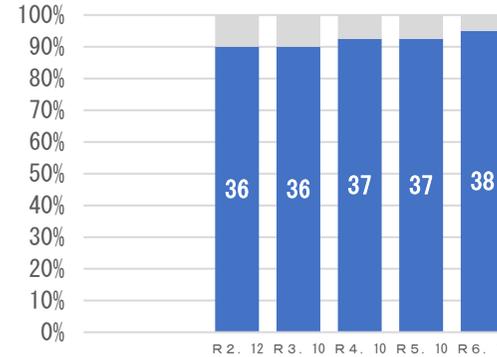
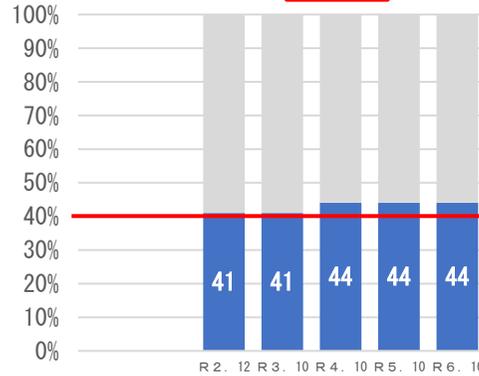
（調査対象ルート）

（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線



（1）100芯ケーブル（年敷設）

（2）40芯ケーブル（年敷設）



西日本ルート1：名古屋栄ビル(愛知県)

（調査対象ルート）

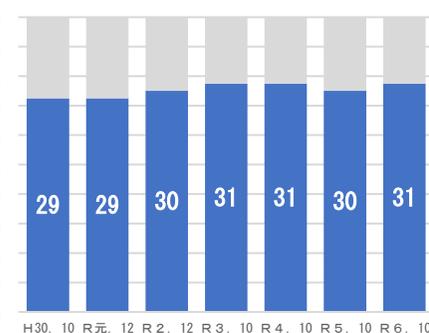
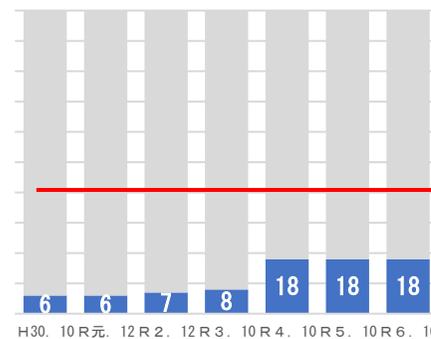
（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線



（1）100芯ケーブル（年敷設）

（2）100芯ケーブル（年敷設）

（3）40芯ケーブル（年敷設）

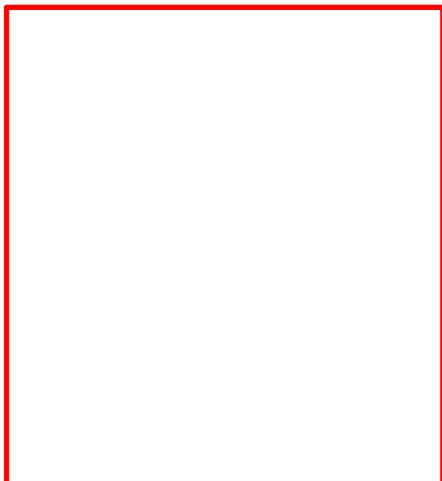


○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2：大阪日本橋ビル(大阪府)

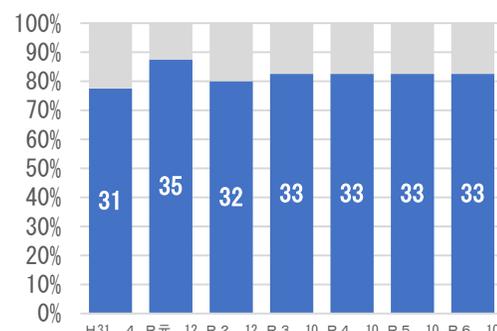
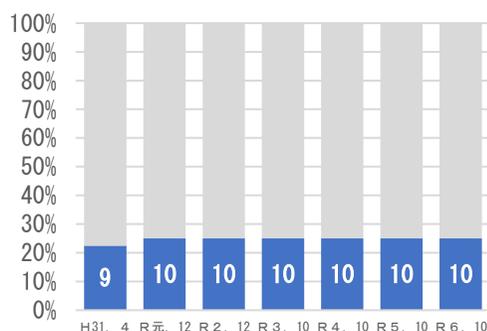
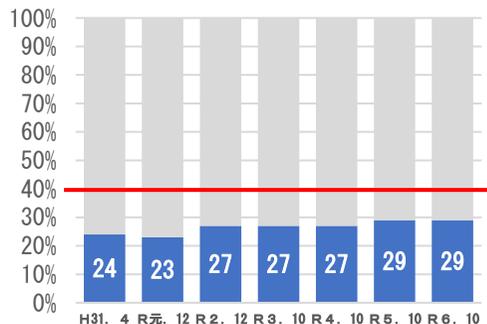
◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）



（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設) (3) 40芯ケーブル (年敷設)



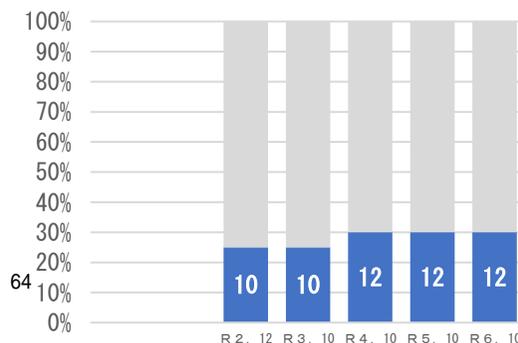
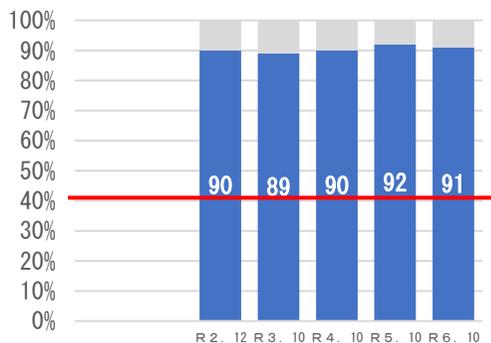
西日本ルート3：金沢松任ビル(石川県)

（調査対象ルート）



（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設)



東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

- 個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
- ②として、1方面（200芯ケーブル（平成11年敷設））において、ISDNの廃止によりに伴い芯線使用率が減少しているものがある。
- ③として、1方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設及び新興住宅地の宅地造成の一時的な影響により、芯線使用率が低下していたが、接続事業者のエリア拡大等に伴って上昇しているものがある。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
 - ・ 3方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある。
 - ・ 1方面（100芯ケーブル（平成13年敷設））において、大手企業の需要増により
 - 1方面（100芯ケーブル（平成31年敷設））において、大手企業のデータセンタ需要にそれぞれ起因して、芯線使用率が上昇しているものがある。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

- 個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
- ②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）に該当するケーブルとして、F方面（1000芯ケーブル（平成24年敷設））において、工事利用のため確保していた芯線が工事完了後芯線使用率が低下。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る1方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

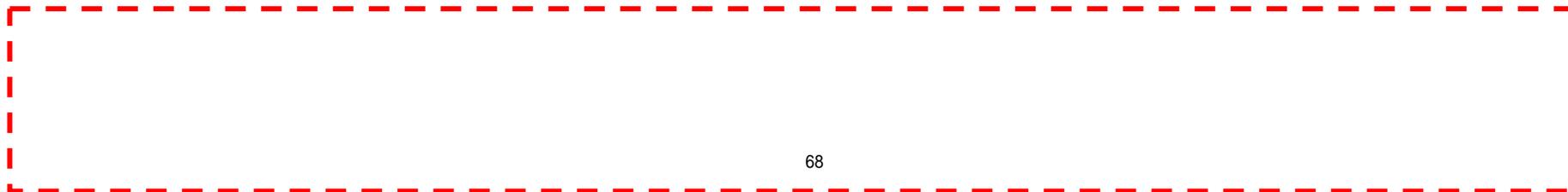
凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）において、**NTT東日本・西日本による既存の光配線区画**（加入光ファイバにおいて、主端末回線1芯線を共用することのできる地理的範囲）**の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、毎年**の光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請**（平成27年9月18日付け総基料第176号）。

■ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年9月14日情報通信審議会答申）

第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 3. 3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

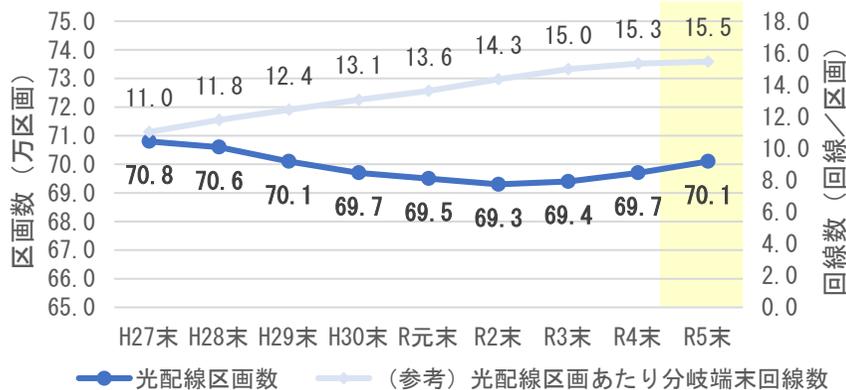
また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

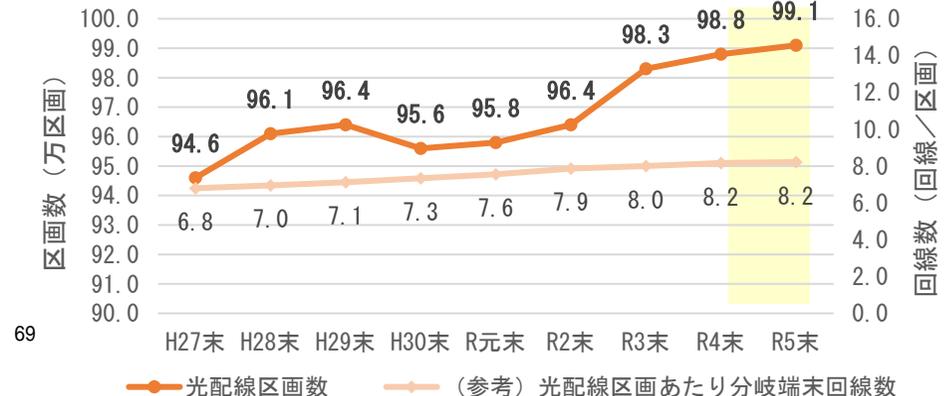
■ 既存の光配線区画の見直し等に関するNTT東日本・西日本の取組（NTT東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

- ・ 既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
- ・ 加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
- ・ また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（NTT西日本のみ）。
- ・ 今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の状況（NTT東日本）



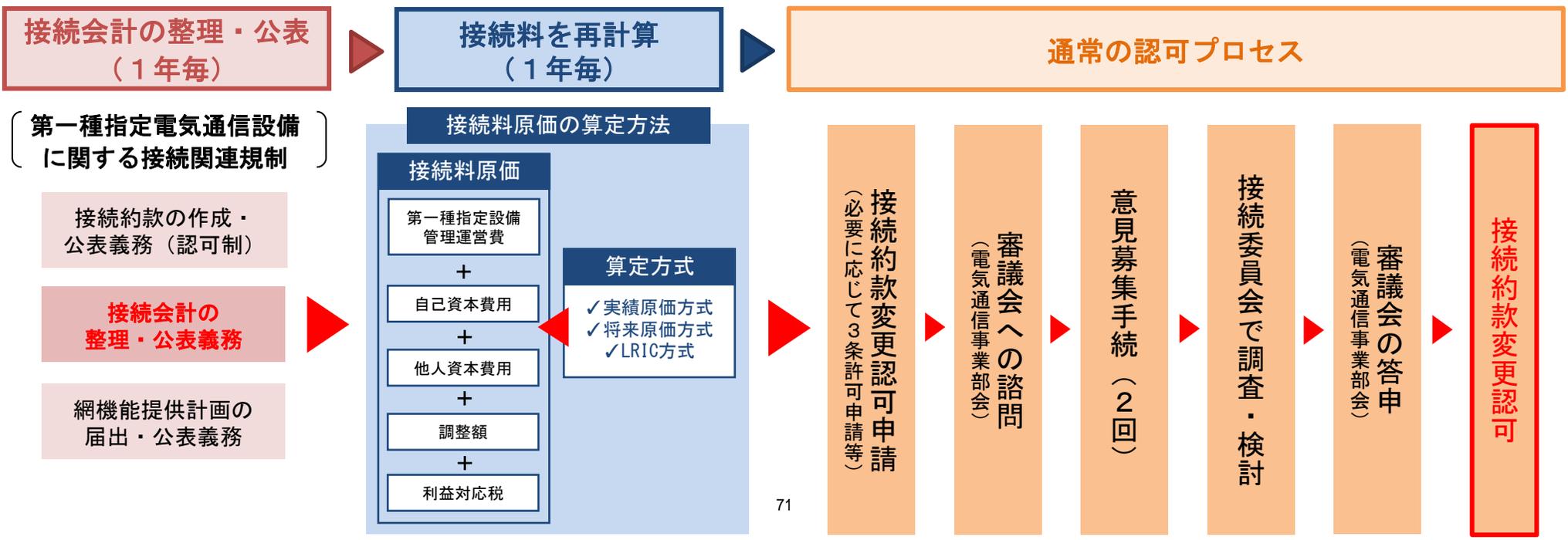
光配線区画の状況（NTT西日本）



(参考資料)

接続約款変更の認可に至る流れ

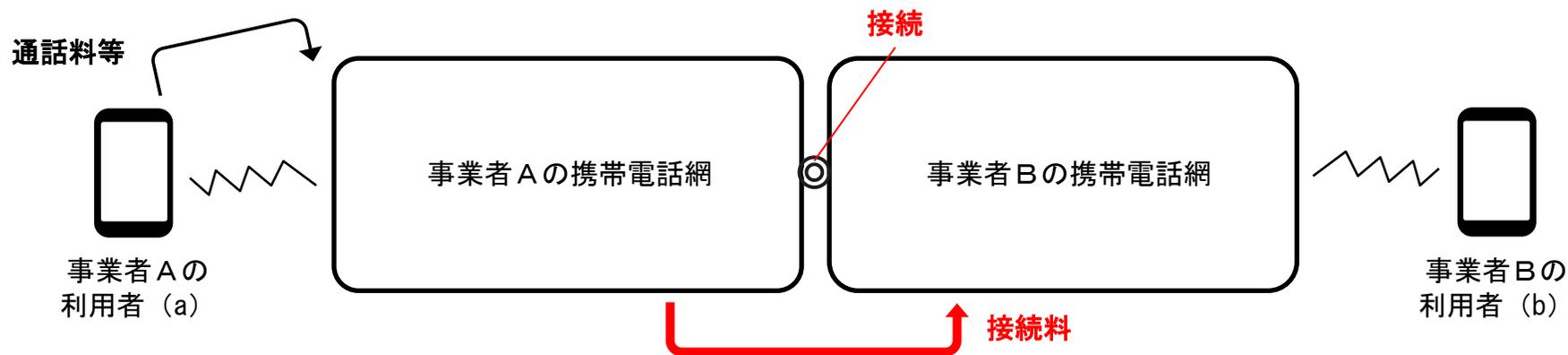
- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第4項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。
- 審議会（※1）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を2回実施**（※2）（2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
 - ※1：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。
 - ※2：接続に関する議事手続規則（平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号）による。
- 意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。



- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

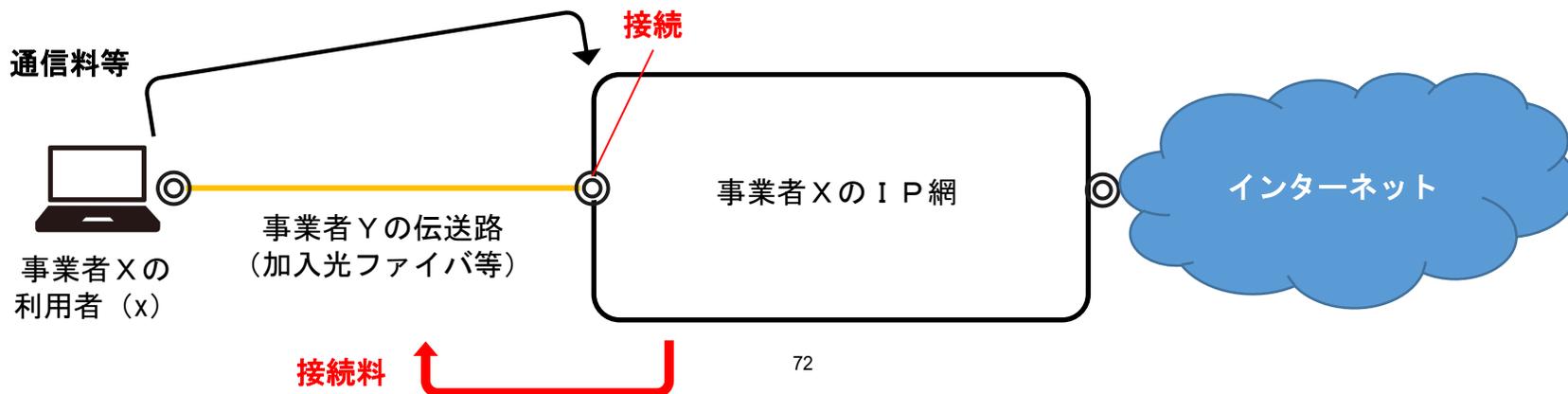
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

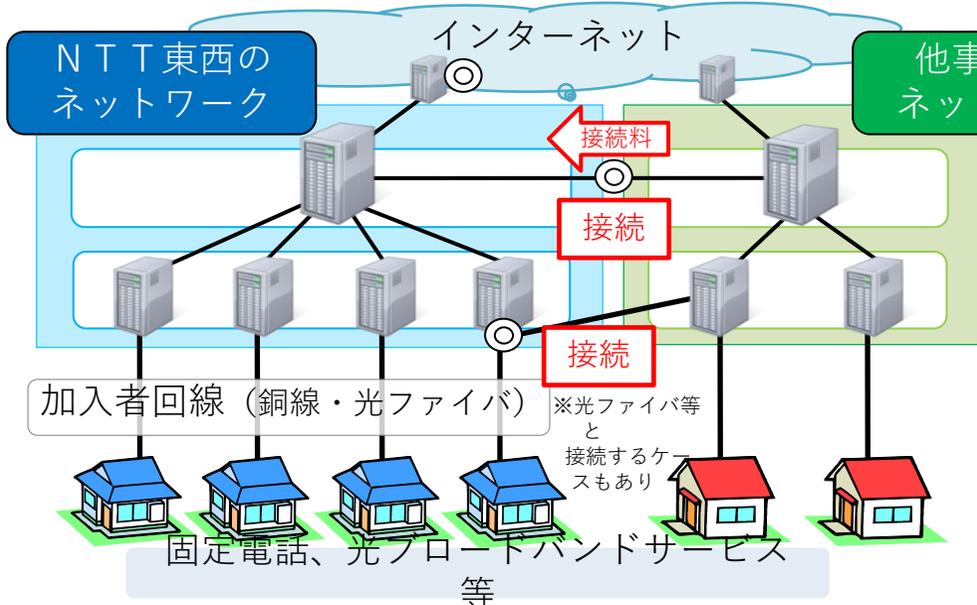
下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、加入者回線系の設備（光ファイバ等）を經由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律（指定電気通信設備制度）等を課している。

固定系（第一種指定電気通信設備制度）



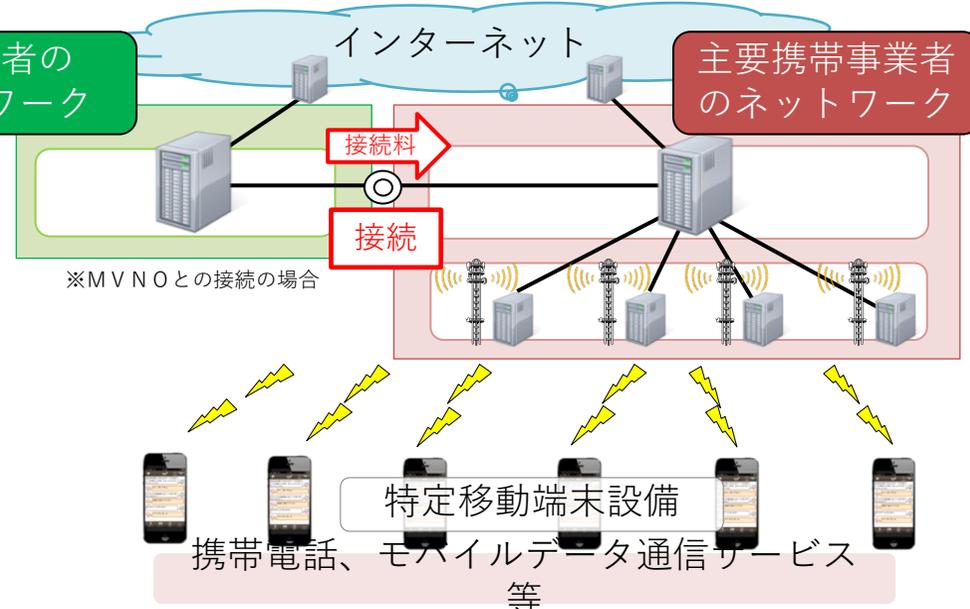
指定要件

業務区域ごとの50%超の加入者回線シェア
⇒ NTT東日本、NTT西日本

接続関連規制

接続約款（接続料・接続条件）の認可制
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系（第二種指定電気通信設備制度）



指定要件

業務区域ごとの10%超の端末シェア
⇒ NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ

接続関連規制

接続約款（接続料・接続条件）※の届出制
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
- 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件: 業務区域において**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定(平成9年・13年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

①接続約款の策定・公表義務(認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]

- 機能ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること。
- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令(第一種指定電気通信設備接続料規則)で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。(総括原価方式による算定)

「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」

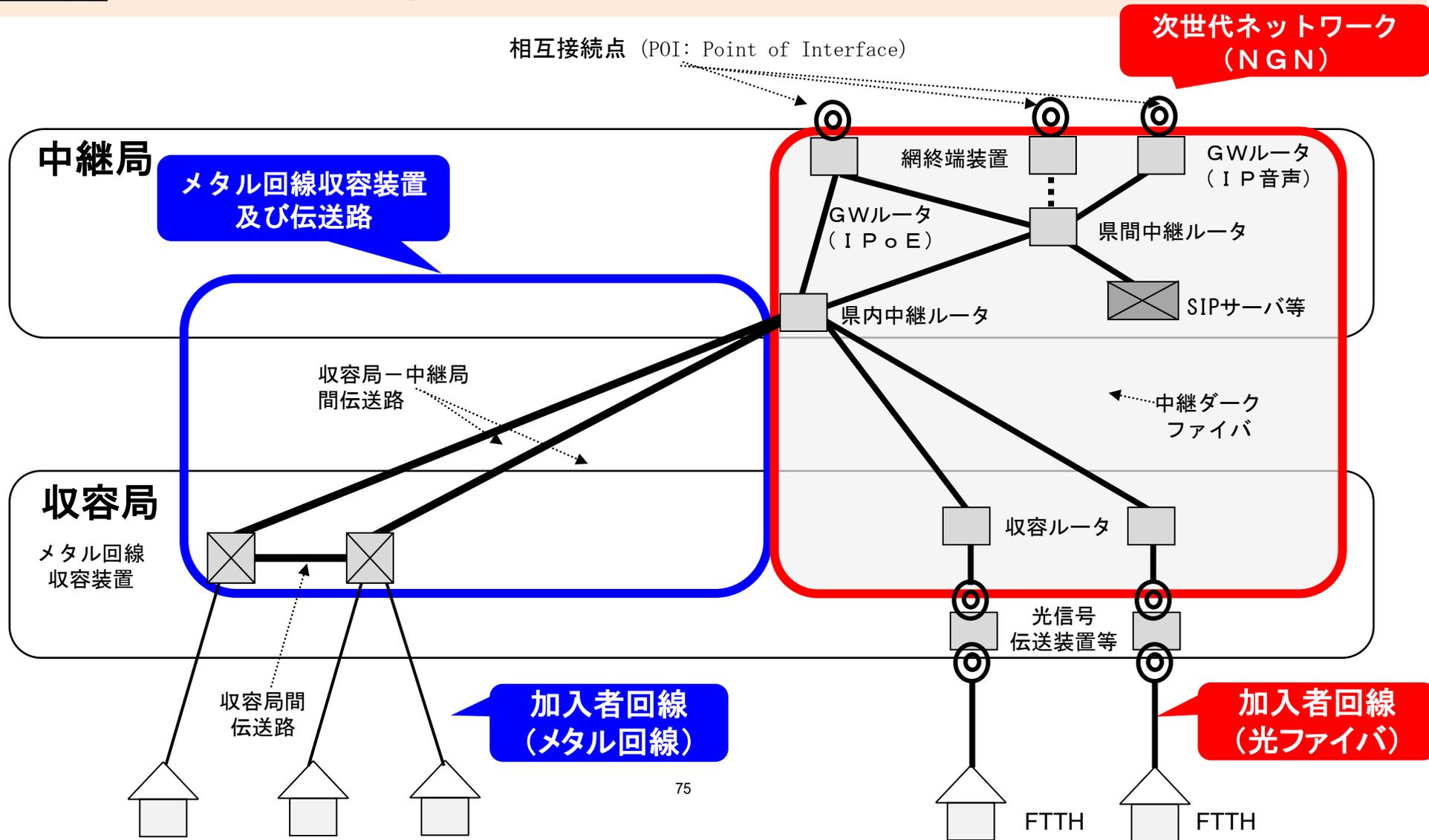
接続料は、機能ごとに当該接続料に係る収入(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

[第一種指定電気通信設備接続料規則第14条]

- 接続条件が、第一種指定設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。
- 特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

- 第一種指定電気通信設備制度においては、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（NGN）等について、**総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。
- **法定機能は**、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、**他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。



接続料の認可基準
(電気通信事業法 第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(メタル回線収容装置、中継系伝送路設備)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

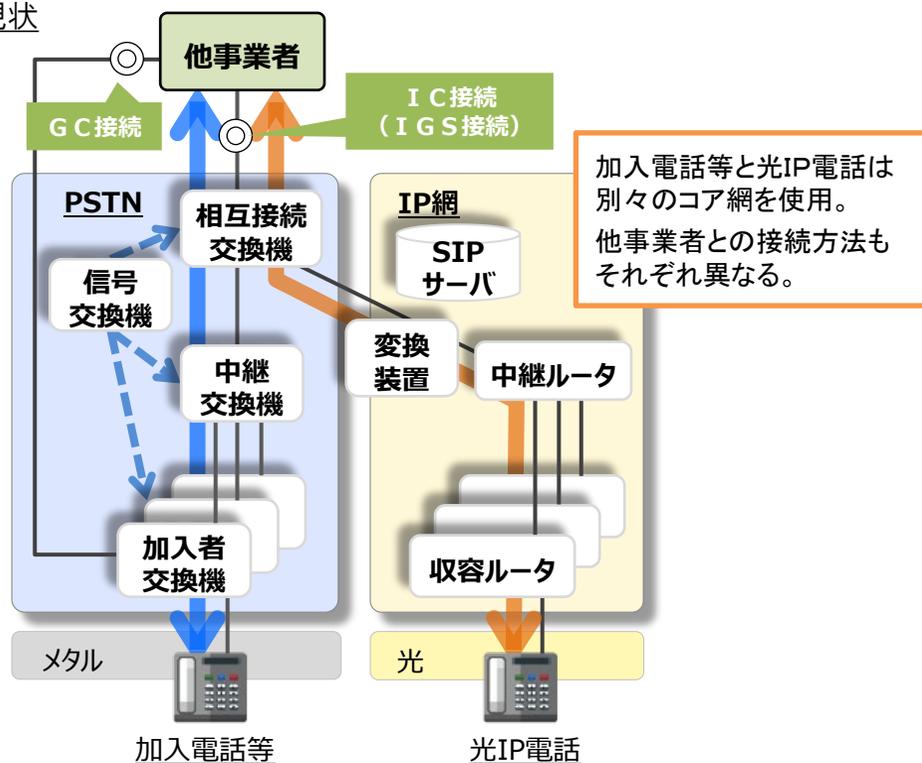
$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)} + \text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用 (適正報酬額)} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{通信量等 (需要) (接続料規則第14条第2項)}}$$

法定機能ごとの通信量等の直近の実績値^(※)
(将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)

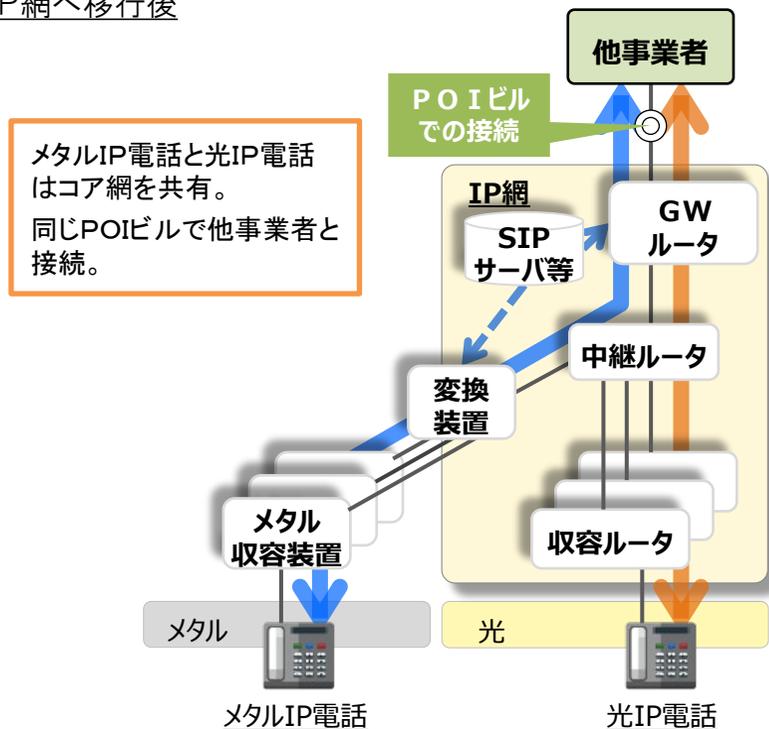
※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮⁷⁶、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

- NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を予定。
- IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。
- この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル收容装置と收容ルータを通じて同一のコア網に收容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



IP網へ移行後



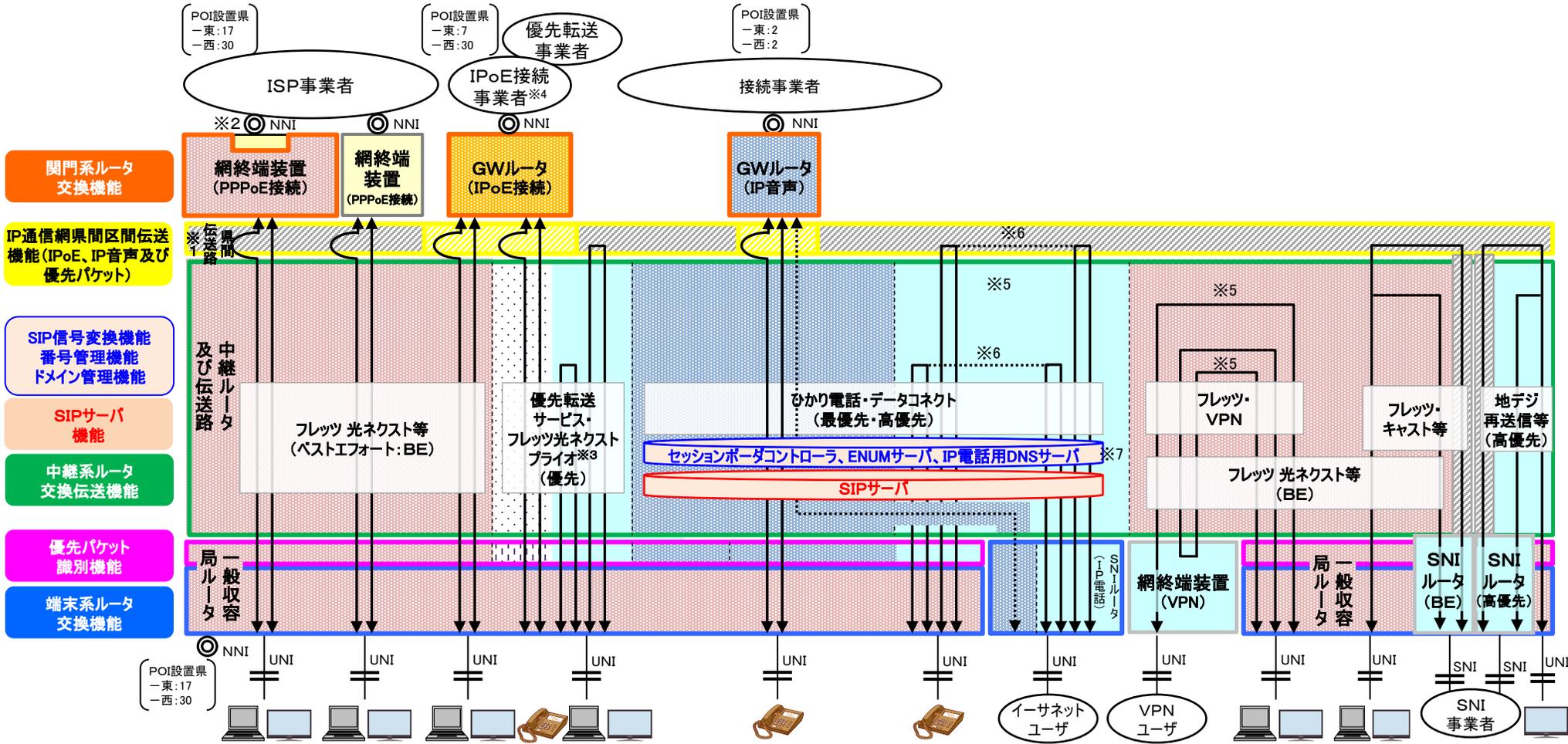
出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○ NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。

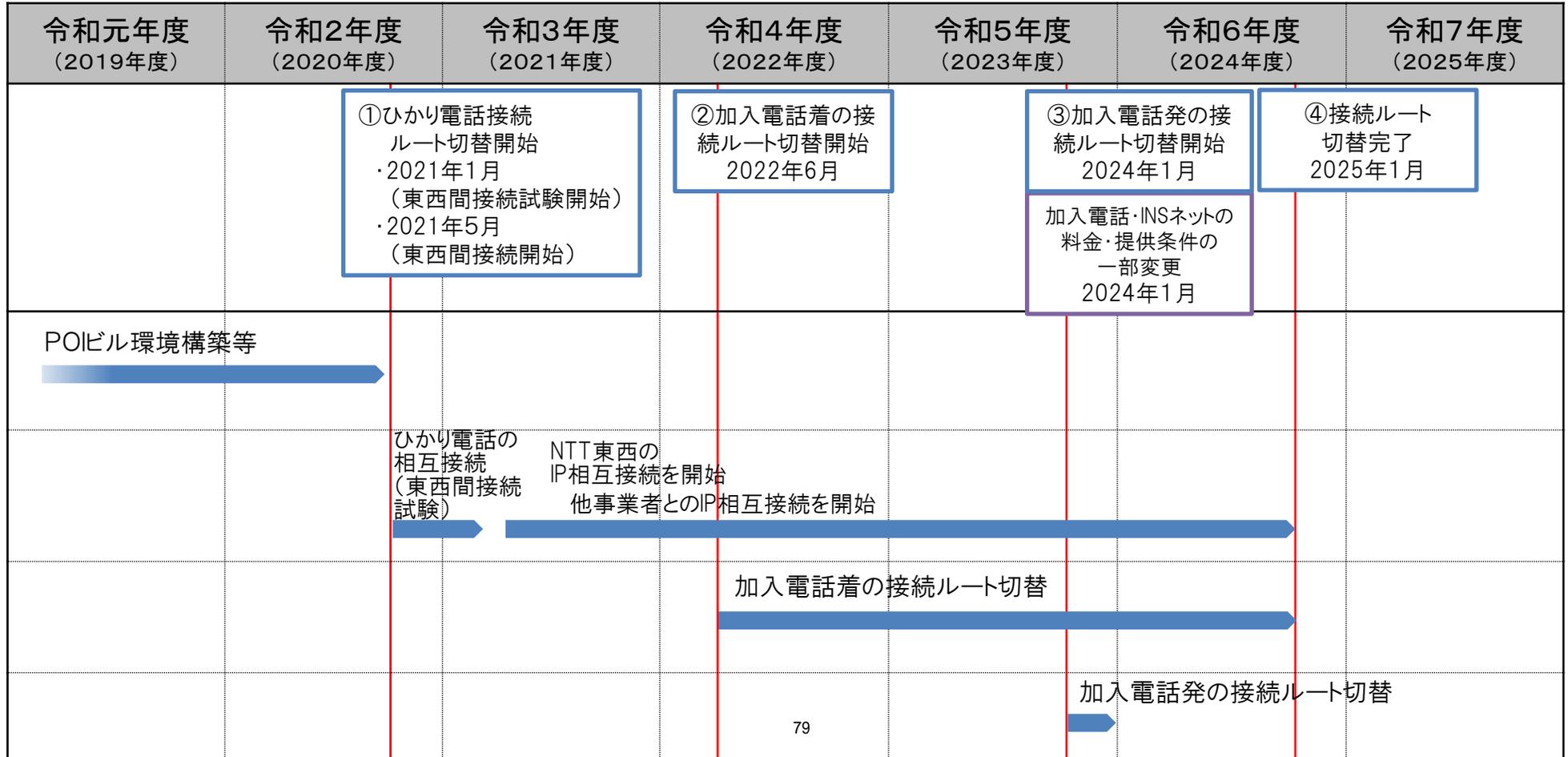


- ※1 県間通信用設備については、IP音声接続・優先パケット・IPoE接続に係るもののみ第一種指定電気通信設備。
- ※2 網終端装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
- ※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
- ※4 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
- ※5 県間伝送路を疎通する場合もあり
- ※6 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり
- ※7 トラヒック種類によっては使用しない場合もあり
- ※8 県内通信の場合は利用しない

	: 収容局接続		: 光IP電話接続
	: 優先パケット識別機能 (優先クラス)		: 中継系ルータ交換伝送機能 (優先クラス)
	: 関門系ルータ交換機能 (IPoE接続)		: 網改造料として回収
	: 県間通信用設備 (非指定) ※8		: 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担
	: 県間中継系ルータ交換伝送機能 (IPoE接続、IP音声接続、優先クラス) ※8		

(参考)固定電話網のIP網への移行工程

- ① ひかり電話のIP相互接続は2021年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は2022年度（2022年6月）から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は2023年度（2024年1月）から接続ルート切替を開始予定。
（2023年度（2024年1月）にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定（契約の移行は伴わない）。）
- ④ 2024年度（2025年1月）にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



(参考)単県POIの設置状況

- I P o E接続においては、
 - ・ **全国集約POI**：全国（NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **ブロックPOI**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **単県POI**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 の3種類のPOIがあり、I P o E接続を利用する接続事業者（VNE事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。
- 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**I P o E接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせることで全ての県域と接続する必要がある（NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある。）**。
- なお、**令和7年1月現在においては、NTT西日本において全県域に単県POIが設置されているものの、NTT東日本においては単県POIが設置されていない県域が存在し、**NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行っているVNE事業者は存在しない。

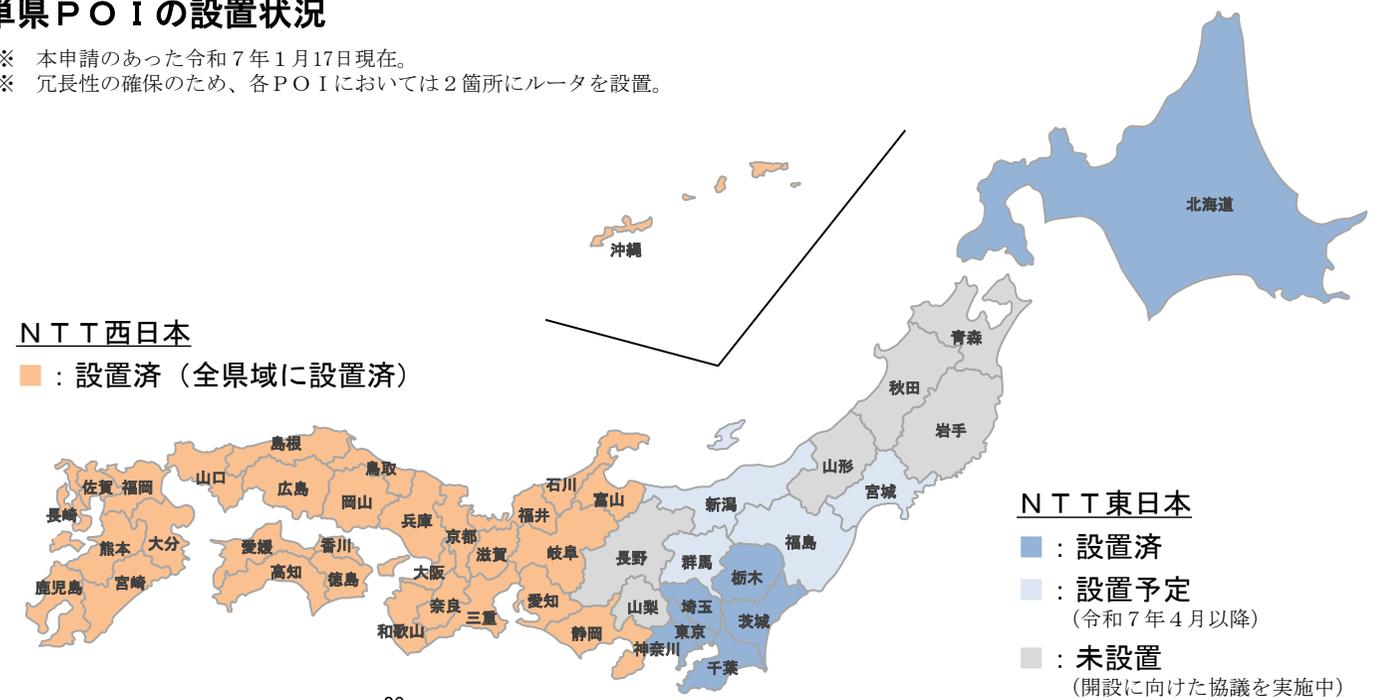
POI増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について
 （平成29年9月8日付け総基料第162号）

2 接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

単県POIの設置状況

- ※ 本申請のあった令和7年1月17日現在。
- ※ 冗長性の確保のため、各POIにおいては2箇所にもルータを設置。



法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分		機能の概要	
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)		通称	機能の概要
端末回線伝送機能	1. 帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2. 帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	3. 光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	4. 総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズレート)	ISDN加入者回線により通信を伝送する機能
	5. その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	6. 端末系ルータ交換機能	NGNの収容ルータ	収容ルータにより通信の交換を行う機能(一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く)
	7. 一般収容ルータ優先パケット識別機能	NGNの優先パケット識別	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	8. メタル回線収容機能	メタル収容装置	メタル回線収容装置及びPSTNのメディアゲートウェイ(関門系ルータ接続用)により音声信号とパケット相互間の変換を行う機能
	9. ワイヤレス固定電話交換機能※2	ワイヤレス固定電話用収容ルータ	ワイヤレス固定電話用収容ルータにより通信の交換を行う機能
10. 光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	
11. 光信号分離機能	局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能	
12. 関門系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ	関門系ルータ(網終端装置、GWルータ)により通信の交換を行う機能	
中継伝送機能	13. 一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	14. 特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	15. 一般中継系ルータ接続伝送機能	メタルIP電話に係るNGNの中継伝送路	メディアゲートウェイ(関門系ルータ接続用)と中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	16. 一般中継系ルータ交換伝送機能	NGNの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	17. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能	NGNの県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
18. イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
19. 通信路設定伝送機能	専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
20. SIPサーバ機能	NGNのSIPサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
21. SIP信号変換機能	NGNのセッションボーダコントローラ	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能	
22. 番号管理機能	NGNのENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	
23. ドメイン名管理機能	NGNのIP電話用DNSサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能	
24. ワイヤレス固定電話用制御等機能※2	ワイヤレス固定電話用制御等設備	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
25. 番号案内機能	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能	
26. 公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能	
27. 端末間伝送等機能	専用線(キャリアズレート)	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	
28. クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能	

* 接続料の算定方式

:実績原価方式
 :将来原価方式(加入光ファイバ)
 :将来原価方式(NGN)
 :長期増分費用(LRIC)方式
 :キャリアズレート※1
 :その他

※1 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

※2 令和7年1月1日から令和10年3月31日までの間、ワイヤレス固定電話をメタルIP電話と仮定して接続料原価を算定しているため、上記表中のうち、ワイヤレス固定電話のみに係る2つの機能については、接続料の算定方法を定めていない。

- 報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned} & \text{他人資本費用 (第11条)} \\ & + \\ & \text{自己資本費用 (第12条)} \\ & + \\ & \text{利益対応税 (第13条)} \end{aligned} = \text{レートベース} \times \left(\begin{array}{l} \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率} \\ \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \text{利益対応税率}$$

(設備毎の正味固定資産価額から算定) (全社の資本構成比率から算定)

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

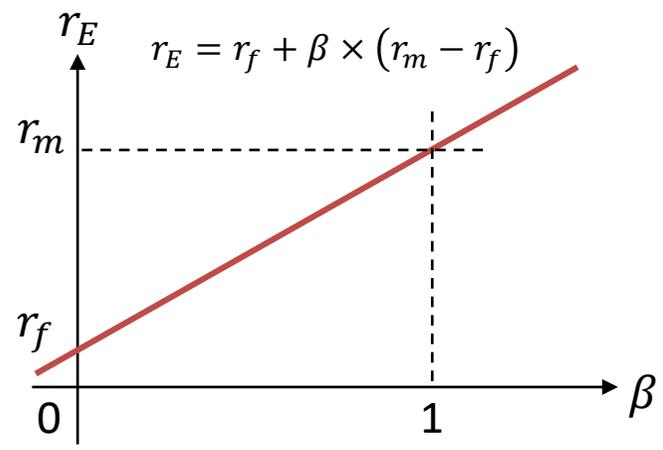
$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

(国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0)

(法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定)

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル (CAPM: Capital Asset Pricing Model) は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率 (右図の r_E) は、市場自己資本利益率 (右図の r_m) とリスクフリーレート (右図の r_f) をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。



※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

調整額の概要

- 調整額は、過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる仕組み（※1）。
- その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

$$\text{調整額} = \text{前々算定期間における費用} - \left(\text{前々算定期間における接続料収入} \right) + \text{前々算定期間接続料に算入した調整額}$$

（＝ 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要）

- 第1号将来原価方式・LRIC方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。
- ※1 コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年3月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

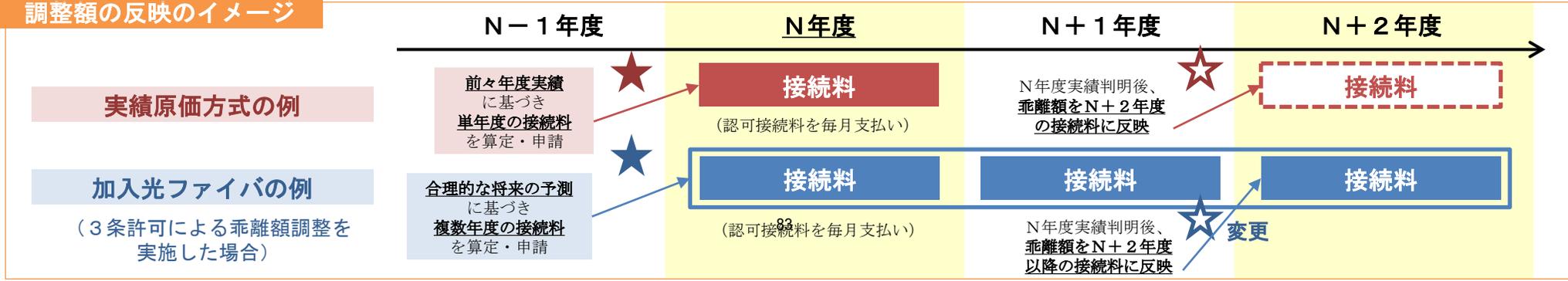
■ 加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第1号将来原価方式における特例許可による調整額）

- ・ 第1号将来原価方式（接続料規則第8条第2項第1号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の2第1項において、第1号将来原価方式の調整額は0と規定）。
- ・ 加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間3～4年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるNTT東日本・西日本のみには負担させることは適当ではないことから、NTT東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第3条ただし書きの規定による許可）。

■ IP網への移行後のNGN県内接続料における調整額の扱い（第2号長期将来原価方式における接続料規則の規定に基づく調整額）

- ・ 固定電話網のIP網への移行後におけるNGNの接続料については、收容局ルータ及びSIPサーバについて大幅更改を予定しており、接続料の急激な変動を緩和するため、第2号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第1号将来原価方式又はLRIC方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。

調整額の反映のイメージ



- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日）を踏まえ、総務省は、平成19年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第4項）。
- 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（令和4年11月に「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に名称を変更）を策定・公表し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第4項を削り、規則第14条の2を新設）。
 - ・ 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・ 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・ 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- ① フレッツ光ネクスト
 - ② ひかり電話
 - ③ ひかり電話ネクスト
 - ④ ビジネスイーサワイド
 - ⑤ その他総務省が決定するサービスメニュー
(第1号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)
- (参考)
・ 令和4年11月改定においてフレッツ・ADSLを削除
・ 令和5年11月改定において加入電話・ISDN基本料・通話料及びフレッツ光ライトを削除し、ひかり電話ネクストを追加

検証方法

- ①～④：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証
- ⑤：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

審査結果

(令和7年度の接続料の改定等について)

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し等に伴い、規定等を削除・改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)オ）	適	<p>【同項第1号に係る事項】 他事業者が接続の請求等を行う場合における、必要な情報の開示を受ける手続き等が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第2号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置の設置若しくは保守又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の建物、管路、とう道若しくは電柱等を接続に関して利用する場合等に負担すべき金額について、接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第3号に係る事項】 NTT東日本・西日本が現に設置する屋内配線設備※を他事業者が利用する場合における事項が適正かつ明確に定められていると認められる。 ※共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。</p> <p>【同項第4号に係る事項】</p>

		<p>他事業者が負担すべき工事費、手数料等について、接続料規則第3章から第5章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項の他の号に係る事項】 変更事項なし</p>
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	<p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p> <p>なお、光信号端末回線伝送機能等の各種機能に係る乖離額調整は別記1から別記6、旧PSTN設備の除却費、ワイヤレス固定電話接続機能の接続料、災害特別損失、実績需要が無い機能に係る接続料、特設公衆電話に係る費用については、それぞれ別記7から別記11までのとおり。</p> <p>また、接続料と利用者料金の関係の検証の結果については、補足資料のとおり。</p>
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	<p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p>
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>

(別記)

1. 組合せ適用対象となる一般法定機能に係る調整額の取り扱いについて

一般法定機能を組み合わせて適用接続料を算定している機能(以下「組合せ適用機能」という。)の組合せ対象となる端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するものを除く)、一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラスを除く)、閉門系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能及びドメイン名管理機能について、前期算定期間における令和3年度から令和5年度の実績収入と実績原価の差額及び令和6年4月から同年12月までの収入と原価の見込み値の差額を、新たに算定する当期算定期間(令和7年1月から令和11年3月)の組合せ適用機能である光IP電話接続機能(県内NGN)^{*1}、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の単位で接続料原価として加えることとする措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

また、当該一般法定機能について、令和6年4月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び令和7年1月から令和11年3月までの実績収入と実績原価の差額を、令和11年度以降の次期算定期間の組合せ適用機能である光IP電話接続機能(県内NGN)、メタルIP電話接続機能(県内NGN)^{*2}、一般収容局ルータ接続ルーティング伝

送機能の単位で接続料原価として加えることについても、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、接続事業者において当該組合せ対象となる一般法定機能単位での利用がないこと及び当該組合せ適用機能の接続料に係る算定結果に影響がないことをNTT東日本・西日本において確認したことから、接続料の算定の効率化等の観点から、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

- ※1 端末系ルータ交換機能、一般收容ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、NTT東日本・西日本の接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第（7）－2欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能
- ※2 関門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、NTT東日本・西日本の接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第（7）－2欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はIP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能

2. 廃止機能に係る調整額の扱い

接続料規則第4条法定機能から廃止された特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能(ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの、ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なものに限る)に係る令和3年4月から令和5年12月までの実績原価及び調整額と実績収入との差額を、後継又は需要の移行先となる機能の接続料原価に加えて算定する措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置を実施することについては、当該廃止機能の需要がその後継又は需要の移行先となる機能に移行していることを踏まえると、接続料原価に適正にコストの反映を図る観点から、一定の合理性があるものと認められる。

3. 端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能のうち10Git/sタイプに係る機能の調整額の扱い

端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能のうち10Git/sタイプに係る機能について、接続料規則第8条第2項第1号に該当する将来原価方式(以下「第1号将来原価方式」という。)で算定した前期算定期間における令和2年度から令和5年度の実績収入と実績原価の差額及び令和6年4月から同年12月までの収入と原価の見込み値の差額を、接続料規則第8条第2項第2号に該当する将来原価方式(以下「第2号長期将来原価方式」という。)で新たに算定する当期算定期間(令和7年1月から令和11年3月)の一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能(10Git/sタイプ)、光IP電話接続機能(県内NGN)の接続料原価として加え、一般收容局ルータ優先パケット識別機能(10Git/sタイプの優先クラスを識別するもの)に限り一般法定機能の単位で接続料原価に加えることとする措置がとられている。

当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

また、当該一般法定機能について、令和6年4月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び令和7年1月から令和11年3月までの実績収入と実績原価の差額を、令和11年度以降の次期算定期間の組合せ適用機能である一般收容局ルータ接続

ルーティング伝送機能(10Gbit/s タイプ)、光IP電話接続機能(県内 NGN)の接続料原価として加え、一般収容局ルータ優先パケット識別機能(10Gbit/s タイプの優先クラスを識別するもの)に限り一般法定機能の単位で接続料原価に加えることについても、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

本件申請に関して、令和2年度から令和6年度までの実績収入と実績原価の差額を、令和7年度以降の当該機能の接続料原価に加えて算定することについて、令和2年度の接続料改定時に既に許可されていることに加えて、当該接続料については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ・ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ・ IPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

また、当該一般法定機能ごとではなく、組合せ適用機能の単位にて乖離額調整を行う当該措置については、接続事業者において当該組合せ対象となる一般法定機能単位での利用がないこと及び組合せ適用機能の接続料に係る算定結果に影響がないことをNTT東日本・西日本において確認したことから、接続料の算定の効率化等の観点から、当該措置を実施することには一定の合理性があるものとする。

4. 光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち 10Gbit/s タイプに係る機能の調整額の扱い

光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち 10Gbit/s タイプに係る機能について、第1号将来原価方式で算定した前期算定期間における令和2年度から令和5年度の実績収入と実績原価の差額及び令和6年度における収入と原価の見込み値の差額を、同方式で新たに算定する当期算定期間(令和7年度から令和11年度)の当該機能の接続料原価に加えることとする措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

また、令和6年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び令和7年度から令和11年年度における実績収入と実績原価の差額を、令和12年度以降の次期算定期間において、当該機能の接続料原価に算入することについても、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

接続料規則第12条の2第1項においては、第1号将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請に関して、令和2年度から令和6年度までの実績収入と実績原価の差額を、令和7年度以降の当該機能の接続料原価に加えて算定することについて、令和2年度の接続料改定時に既に許可されていることから、一定の合理性があるものとする。

また、当該接続料については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ・ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ・ IPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

5. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能に係る調整額の扱い

一般県間中継系ルータ交換伝送機能（IP音声接続及び優先転送接続に係る機能に限る）について、将来原価方式に準じたコストベースの予測値に基づき算定した前期算定期間における令和3年度から令和5年度までの実績収入と実績原価の差額及び令和6年4月から同年12月までの収入と原価の見込み値の差額を、第2号長期将来原価方式で新たに算定する当期算定期間（令和7年1月から令和11年3月）の当該機能の接続料原価に加えることとする措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

また、令和6年4月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、令和11年度以降の次期算定期間の当該機能の接続料原価に算入する措置についても、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、一定の合理性があるものとする。

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和3年4月1日施行（一部規定は公布日施行））を踏まえ、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、接続料規則第8条第2項に定める将来原価方式に準じたコストベースの予測値に基づき算定したものであること
- ・ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ・ IPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

6. 加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和5年度の乖離額の調整）

接続料規則第12条の2第1項において、第1号将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、令和5年度における収入と費用の見込み値と実績値の差額を算定

し、令和7年度の接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該接続料については、

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動すること
- ・ IPブロードバンド通信市場は技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

を踏まえれば、正確な原価・需要の予測は困難であり、第14条（接続料設定の原則）に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額を補正する仕組みが必要であることに鑑み、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと認められる。

7. 固定電話のIP網移行に伴う旧PSTN設備の除却費の扱い

PSTNのIP網への移行に伴い不要となる設備は、移行完了後に順次除却及び撤去を行う見込みであるが、それに伴い生じる除却損や撤去費用については、光IP電話接続機能（県内NGN）及びメタルIP電話接続機能（県内NGN）の接続料原価に含まれていないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

第一種指定電気通信設備の維持・管理運営に必要なコストの未回収を生じさせないため、当該機能ごとの接続料原価に加えて算定する必要があることから、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

8. ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い

接続料規則第18条の3の2第1項及び第2項において、組合せ適用接続機能に係る接続料は、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能に係る設備の接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することによって算定することとされている。

ただし、メタルIP電話接続機能の接続料の算定については、同条第3項において、ワイヤレス固定電話及びメタルIP電話に係る接続料原価及び利潤の総額とワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合のメタルIP電話の接続料原価及び利潤の総額を比較し、前者が後者を上回る場合には、後者に係る接続料を用いることを規定しており、この際、令和10年3月31日までの間は同項の比較を省略することを電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第110号）附則第4条において規定していることから、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

上述の接続料規則の規定に基づけば、ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能に係る接続料を個別に接続約款に定める必要性がなく、当該機能に係る接続料を規定しないことは接続料金算定等の実務上において効率的かつ現実的であり、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

9. 災害特別損失の扱いについて（NTT西日本のみ）

本件申請においては、申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第2様式第2（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、

第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定する措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

令和5年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用、復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営に当たって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定に当たっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

10. 実績需要が無い機能に係る接続料の扱いについて（NTT東日本のみ）

NTT東日本が提供する通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和5年度の実績需要をもとに実績原価方式によって算定されること、令和5年度の実績需要が0であったことから、令和6年度適用接続料額を準用する措置がとられている。

当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

令和5年度の実績需要をもとに接続料算定を行うことができないことは明らかであり、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

11. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用^(※)を含めて接続料原価を算定することについては、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置を実施することについては、特設公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、以下の点に鑑み、一定の合理性が認められる。

- (1)（平時にも発生する）特設公衆電話に係る費用を、需要（災害時等に発生するトラヒック）で除して特設公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるものの、その場合、災害時等に、それまで長年にわたり積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること。
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること。
- (3) 平成25年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東日本・西日本が関係事業者と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる案が複数示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現

するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するということが全事業者の意見が合致したこと。

※ 端末回線コスト及び第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト（特設公衆電話に係る電話機から発信される通信に係るものに限る。）

接続料と利用者料金に関する確認の結果

1. 目的

本資料では、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第14条の2の規定を踏まえ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が、NTT東日本・西日本の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金（以下「利用者料金」という。）の水準との関係により、第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかについて確認した結果を示す。

2. 結果

NTT東日本・西日本において、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月26日策定。令和5年11月22日最終改定）に従い、接続料と利用者料金の関係の検証を行った結果については、別紙1から別紙4までのとおり。両社の全ての検証対象サービスについて、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった※。

※ 検証対象サービスのうち、「その他総務省が決定するサービスメニュー」については、利用者料金収入が接続料総額を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

別紙1

接続料と利用者料金関係の検証結果

(単位：億円)

サービス		①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
フレッツ光ネクスト		5,069	2,403	2,666	52.6%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般IP通信網具間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,093	207	886	81.1%	音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	876	109	767	87.6%	
ひかり電話ネクスト		20	9	11	55.0%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能)、回線終端装置、音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
ビジネスイーサワイド		412	305	107	26.0%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2023年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2023年度の実績需要に今回再計算した接続料(将来原価方式で算定する機能については2025年度適用接続料)を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラフィック比(通信時間比)等を用いて除外

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)	
フレッツ光ネクスト	3,798	2,006	1,792	47.2%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,014	179	835	82.3%	音声接続に係る組合せ適用接続機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	798	94	704	88.2%	
ひかり電話ネクスト	8	4	4	50.0%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能)、回線終端装置、音声接続に係る組合せ適用接続機能、他事業者接続料	
ビジネスイーサワイド	440	319	121	27.5%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	

(注1) 利用者料金収入は、2023年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2023年度の実績需要に今回再計算した接続料(将来原価方式で算定する機能については2025年度適用接続料)を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラフィック比(通信時間比)等を用いて除外

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ (光配線方式)	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの (ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		③①以外のもの (プラン1) ③①以外のもの (プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(5) プライオ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置	○	
	(6) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
2. ひかり電話 (関門系ルータ交換機能を用いる場合)		組合せ適用接続機能(音声)、NGN(一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、他事業者接続料	○	
3. ひかり電話ネクスト (関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、組合せ適用接続機能(音声)、NGN(端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN (MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN (県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注) ○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ(VDSL方式/LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ(光配線方式)	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの(ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		③①以外のもの(プラン1) ③①以外のもの(プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(5) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	2. ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		組合せ適用接続機能(音声)、NGN(一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、他事業者接続料	○
3. ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、組合せ適用接続機能(音声)、NGN(端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注) ○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの